



第2期藤里町地域福祉計画

第4期藤里町地域福祉活動計画

(第2期藤里町成年後見制度利用促進計画)

(藤里町再犯防止推進計画)



令和7年3月

藤里町

藤里町社会福祉協議会

ごあいさつ

藤里町と藤里町社会福祉協議会は、令和2年3月に策定した「藤里町地域福祉計画・藤里町地域福祉活動計画」の基本理念「健やかで明るく 誰もが共に暮らせる やさしいまちづくりの実現」に基づき、福祉の推進に取り組んでまいりました。

地域福祉に対する町民の関心は高まりつつあるものの、少子高齢化や人口減少が加速する中、地域社会の担い手はあらゆる分野で減少しております。それに加え、頻繁に発生する災害や感染症発生時の支援ニーズへの対応のほか、子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題も生じており、地域の生活課題や福祉のニーズはますます複雑・多岐にわたっています。

こうした中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、今後より一層こども施策が充実されるものと考えております。

このような社会構造の変化や人々の生活の変化を踏まえ、「自助」「互助」「共助」「公助」の一層の強化と地域住民の活動の活性化を図り、福祉の心や福祉の充実に努めることで、「人と人との輪のつながり・広がり」が育まれる、このような社会を実現するためには、本町の福祉の中核を担う藤里町社会福祉協議会を始め、福祉関係団体や機関、多くの町民の皆様からのご協力が必要不可欠となります。

こうしたことを踏まえ「第2期藤里町地域福祉計画」では、これまでの計画の方向性を継承しつつ、「ともに支え合い みんなが安心して暮らせる やさしいまちづくりの実現」を新たな基本理念に掲げ、様々な課題に向け取り組んでまいります。今後も、誰もが住み慣れたこの藤里町で自分らしく暮らしていけるよう、藤里町社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し、みんなが安心して暮らせる町づくりを推進して参ります。町民の皆さまも地域の一員として、基本理念の実現に向けてご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力賜りました策定委員会の皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係各位に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

藤里町長 佐々木 文明



ごあいさつ

藤里町地域福祉計画・藤里町地域福祉活動計画の作成にあたり、多くの皆様のご尽力、ご協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、地域福祉を取り巻く状況は厳しさを増しております。近年、県内の介護保険事業所では、利用者減による収入減に加えて深刻な担い手不足により、廃業に追い込まれる事業所が増えております。

人口減少による影響は介護保険事業所に限らず、様々な業種にも大きな弊害をもたらしています。建設業界の人手不足による工期の遅れ、運輸業界の運転手不足による業務の縮小、商工業界の担い手不足による廃業や業務縮小等々。そうした社会現象は、小さな市町村の生活に、より深刻なダメージを与えております。

そうした状況下で、5年後・10年後未来をどう描けば良いのでしょうか。

消滅可能性自治体と呼ばれる小さな町だから、ある意味、人口減少社会のトップランナーとも言える藤里町だから、出来ることがある、描ける未来があると、教えてくれる地域福祉計画・地域福祉活動計画ができました。

これまでも、地域で暮らすひとり一人とつながり、その人がその人らしく活躍できる地域づくりを目指して参りましたが、5年後・10年後も住みたいと思える町づくりに邁進するための計画です。町民が安心安全を実感できる基盤づくり、自分の役割を持てる活躍支援に、新たに「わくわく」をプラスした事業の試行も始まります。同時に、孤独・孤立対策や生活困窮者自立支援制度などの事業を柔軟に活用することが、制度の狭間の人たちにも届く、だれ一人取りこぼさない町づくりに繋がります。

何よりも、町民が明確なビジョンを共有することが、子どもから高齢者まで町民ひとり一人が安心と活躍を持てる暮らしを実感できる町づくりに向かうことが、「わくわく」のある未来に繋がると確信します。



令和7年3月

藤里町社会福祉協議会長 菊池 まゆみ

困難の有無にかかわらず町民全員が活躍できる藤里町

～安心と活躍とわくわくのある楽しいまちづくり～

行政計画である第2期藤里町地域福祉計画と社協が住民に呼びかけて策定する第4期藤里町地域福祉活動計画「でらっとプランⅣ」の一体的な策定にあたり、これまで計画策定に関わらせていただいた一人として、エールを送らせていただきたいと思います。

この行政計画である「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」は、多くの先進地域で一体的に策定されています。藤里町も、前回の計画策定から一体的に策定されてきました。今回の計画策定は、この一体的な計画策定と併せて、「第2期藤里町成年後見制度利用促進計画」と「藤里町再犯防止計画」をも包含する計画となっています。また、「地域福祉計画」は、「介護保険事業計画」「障害者福祉計画」「障害者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康ふじさと21計画」「自殺対策推進計画」の上位計画に位置付けられているため、これらの計画と深く関係しており、重要な計画となっています。

改めて、今回の計画を読ませていただくと、前回計画で重要なポイントであった「プラチナバンク」による「町民全員が活躍する」視点が、十分に活かされた計画づくりとなっています。「地域福祉計画」は、藤里町の将来を考えた町全体を見渡した町全体を包み込むような計画策定となっている一方で、「地域福祉活動計画でらっとプランⅣ」は、『町民が元気になるって全員が活躍するためのプラン』になっています。

特に、「でらっとプランⅣ」では、「安心があるから楽しく暮らせるまちづくり部会」「未来へつなげる子育て支援～こどもまんなか～部会」「みんなが活躍できるように～活躍支援の居場所づくり～部会」という3つの作業部会が地域の声を発信し、それらを社協職員が検討して計画づくりが行われたことが大きな魅力です。それらが、(1)町に進めてほしいこと、(2)町全体で活用したいアイデア7分類、(3)楽しいまちづくりのアイデア19、にまとめられています。

(1)町に進めてほしいことでは、「町全体でDXの推進」として「情報基盤の整備」がプロジェクトとして指摘されています。また、「町全体で協働の推進」では、「地域づくり」が具体的なプロジェクトとして掲載されています。正に、「まちづくり計画」の視点から盛り込まれています。

(2)町全体で活用したいアイデア7分類では、「1 つながるきっかけづくり（共生社会・孤独孤立対策・権利擁護）」「2 防災（防災・減災）」「3 健康づくり（医食住の安心）」「4 外出しやすいまちづくり（移動の安心）」「5 一人ひとりの活躍のあるまち（活躍支援）」「6 こどもまんなか（こどもまんなか）」「7 いいところ探し あるもの探し（楽しいまち）」にまとめられています。藤里町の課題を地域住民のみなさんがしっかり考えた上で、「困難の有無にかかわらず町民全員が活躍できる暮らしやすい楽しいまち」を実現するためのアイデアが詰まったものになっています。

これらは、国が指摘している地域共生社会や孤独・孤立対策、誰もが活躍する社会づくりの先取りを藤里町はしていると言っていいでしょう。作業部会で出てきた（３）楽しいまちづくりのアイデア１９が、みんなの顔の見える関係がある藤里町の強みを活かしたまちづくりとして、実現していくことを楽しみにしています。



令和７年３月

文京学院大学教授 **中島 修**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	3
第2節 地域福祉とは	5
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第2章 藤里町の地域福祉を取り巻く現状	9
第1節 基礎データからみる藤里町の現状	11
1. 位置・地勢	11
2. 人口・世帯数の推移	11
3. 人口ピラミッド	12
4. 出生数及び死亡数の推移	12
5. 外国人の状況	13
6. 人口の動向	13
7. 高齢者のみの世帯数の推移	14
8. 要支援・要介護認定者数の推移	14
9. 児童・生徒数（学年別）の推移	15
10. 障害者手帳所持者数の推移	15
11. 生活保護受給者数の推移	16
12. ひとり親世帯数の推移	16
13. 自殺の状況	16
第2節 藤里町の社会資源の状況	17
1. 社会福祉施設等の状況	17
2. 組織の状況	18
第3章 計画が目指すもの	21
第1節 基本理念	23
第2節 基本目標	24
第3節 施策の体系	25
第4節 具体的な取り組み	26
◆基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり	26
○福祉教育の推進	26
○地域福祉を担う人づくり	26
○福祉に関する啓発の充実	27
◆基本目標2 町民同士が支え合い、助け合えるまちづくり	28
○地域における支え合い、助け合いの仕組みづくり	28
○「福祉でまちづくり」を合言葉に、誰もが活躍できる場づくり	28
○地域福祉のネットワークづくり	29

◆基本目標3 安心・安全に住み続けられるまちづくり	30
○重層的な相談支援体制の整備	30
○健康でいきいきと暮らすための健康づくりの推進	30
○安心・安全に暮らしやすい生活環境の充実	31
★第2期藤里町成年後見制度利用促進計画	35
★藤里町再犯防止推進計画	39
第4章 藤里町の地域福祉の創造と挑戦 ～住民主体の地域福祉活動計画～	43
① 第1期 藤里町地域福祉活動計画【でらっとプラン】の特徴	
地域福祉トータルケアの推進による「福祉でまちづくり」をめざして	45
② 第2期 藤里町地域福祉活動計画【でらっとプランⅡ】の特徴	
「福祉でまちづくり」による誰もが安心して暮らせる藤里町をめざして	45
③ 第3期 藤里町地域福祉活動計画【でらっとプランⅢ】の特徴	
安心と活躍のある「福祉でまちづくり」をめざして	46
④ 第4期 藤里町地域福祉活動計画【でらっとプランⅣ】の特徴	
「安心と活躍とわくわくのある楽しいまちづくり」をめざして	47
◇計画の基本理念	}
◇計画の重点項目	
◇具体的な計画内容	
(1) 町に進めてほしいこと	48
(2) 町全体で活用したいアイデア7分類	49
(3) 楽しいまちづくりのアイデア19	51
○作業部会及び地域からの声	55
○第1期～第4期でらっとプラン主な事業の展開	61
○藤里町社会福祉協議会事業一覧	62
第5章 計画の推進に向けて	64
第1節 計画の周知徹底	66
第2節 計画の推進体制	66
第3節 計画の進行管理、評価	67
資料編	68
1. 計画の策定体制	70
(1) 住民参加の策定体制	70
(2) 藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	71
(3) 計画策定の経過	73
(4) 計画策定の様子	75
2. 用語解説	77



第1章

計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画の趣旨

■計画策定の背景

本町では、令和 2 年 3 月に「藤里町地域福祉計画・藤里町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉推進に取り組んできました。

この間、日本の社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、個人の価値観の多様化等により、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域住民相互のつながりや家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変化してきています。支援の必要な高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大等、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

このため、国においては「地域共生社会の実現」に向けて、社会福祉法が改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指してしています。

社会福祉法においては、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第 107 条で市町村地域福祉計画の策定が規定されています。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

このように、市町村地域福祉計画は、住民参画により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画です。

■「地域福祉活動計画」とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するために、どのような取り組みを行うべきかについて取りまとめた民間の計画です。

なお、この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

このため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針（抜粋）】

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

■両計画の一体的な策定による連携

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」とそれを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、お互い連携し地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、より実行性のある取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。このような考え方にに基づき藤里町および藤里町社会福祉協議会では、地域の支え合いや地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を、一体的に策定するものとします。

第2節 地域福祉とは

■地域福祉とは

すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるような地域社会の構築を福祉の観点から実現していくことを目的としています。

しかしながら、私たちを取り巻く社会においては、少子高齢化による世帯の小規模化とそれともなう家族機能の弱体化、近隣住民同士のつきあいの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、今後益々生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題がより深刻化しないよう、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会の職員と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

また、災害時においては、なおさら地域に暮らす人々の支え合いや助け合いが要求されることとなります。この地域で人と人のつながりを深めていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで大変重要となります。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■支え合いのまちづくり

だれもが住み慣れた地域で活躍ができ安心して暮らしていくために、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、積極的に地域の課題解決に参加しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、住民一人ひとりができる活動（自助）や、住民同士がお互いに支え合い、助け合う活動（互助）が大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等による地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等により自助や互助の力が低下するなか、その重要度がますます高まっています。

＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞

自助（じじょ）

個人や家族による支え合い・助け合い

（個人や最も身近な家族が解決にあたる）

互助（ごじょ）

身近な人間関係のなかでの組織化を前提としない

お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い

（隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）

共助（きょうじょ）

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い

（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）

公助（こうじょ）

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え

（行政でなければできないことは、行政が適切に対応する）

厚生労働省が示している地域包括ケアシステムのなかで定義されている「自助・互助・共助・公助」は、費用負担のあり方で区分しており、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけていますが、本計画での4つの助けは、上表に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。



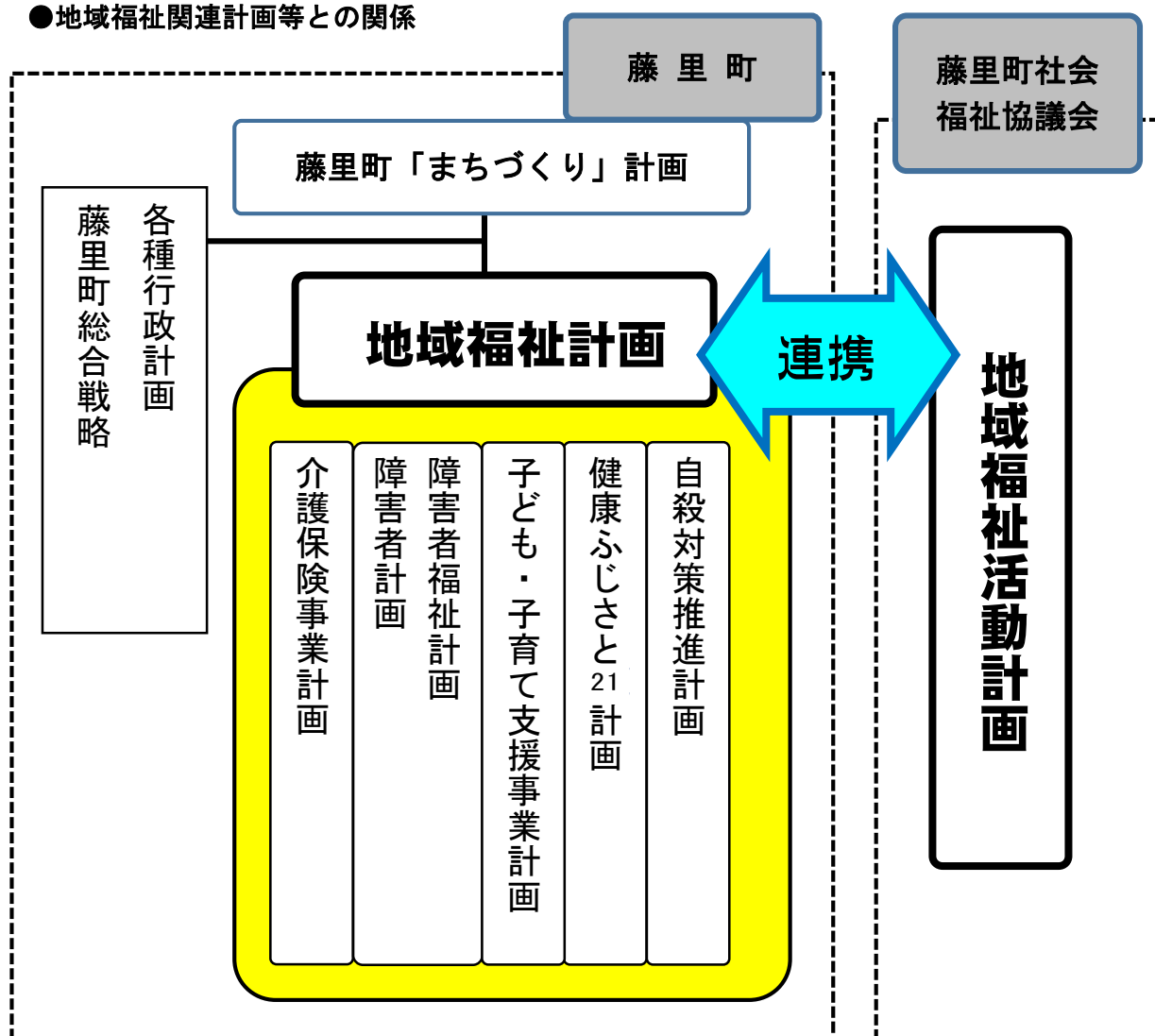
第3節 計画の位置づけ

「藤里町地域福祉計画」は、町政運営の指針である「藤里町まちづくり計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「介護保険事業計画」、「障害者計画・障害者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康ふじさと21計画」や「自殺対策推進計画」など取り組みの方向性を共有し、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

また、「藤里町地域福祉活動計画」は、藤里町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、住民参加のもとに地域住民、ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携して、効率よく事業を実施し、包括的な支援体制の構築を図るため、2つの計画を一体的に策定しました。

●地域福祉関連計画等との関係



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うもの
とします。

	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
藤里町地域福祉計画			第1期					第2期				
藤里町地域福祉活動計画	第2期		第3期					第4期				

藤里町「まちづくり」計画	前期	後期基本計画				前期基本計画				後期	
藤里町介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期		第10期		
藤里町障害者計画	第2期		第3期				第4期				
藤里町障害者福祉計画	第5期			第6期			第7期		第8期		
子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期				第3期				
健康ふじさと21計画	第2期									第3期	
藤里町自殺対策推進計画		第1期					第2期				第3期



第2章

藤里町の地域福祉を取り巻く現状

第2章 藤里町の地域福祉を取り巻く現状

第1節 基礎データからみる藤里町の現状

1. 位置・地勢

藤里町は、秋田県の北西部に位置し、青森県境を一辺とする逆三角形の地勢で北は白神山地、南は能代平野の延長の米代川に通じています。その形状は東西20.2km、南北22.5kmで面積は282.13km²となっています。

集落は、米代川の支流である藤琴川とその支流である粕毛川沿いに散在しています。集落と同様に、藤琴川、粕毛川沿いに狭い耕地が広がり、町土の91%を山林と原野が占め、北部一帯の国有林は面積が181.37km²で、64%を占めています。

地形的には、東部が北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に通じています。

世界遺産条約に基づく自然遺産に登録されている白神山地の広大なブナ林や、ここを水源とする藤琴川などは四季折々の美しい景観と豊かな資源を擁し、多くの観光客に親しまれており、藤里町出身者のふるさと意識を育みつづける心のよりどころとなっています。

2. 人口・世帯数の推移

平成27年の国勢調査では人口は3,359人、世帯数は1,215世帯となっておりましたが、令和2年では人口は2,896人、世帯数1,126世帯となりました。人口は昭和30年以降減少が続いており、過疎地域にみられる特徴として人口の減少にもかかわらず、世帯数はほぼ変わらず推移しています。この要因は、若年層の流出や出生率の低下はもちろんのこと、核家族化の進行、高齢者のみ世帯やひとり暮らし世帯の増加などが考えられます。

65歳以上の高齢者人口比率は平成27年の国勢調査で43.5%、令和2年で48.8%とますます高齢化が進んでおり、深刻な問題となっています。

＜人口および世帯、構成比推移表＞

【10月1日現在】

区分 年	0～14歳		15～64歳		65歳以上		総人口	世帯数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
平成 2年	805	15.2	3,355	63.4	1,131	21.4	5,291	1,421
平成 7年	619	12.3	3,062	60.9	1,343	26.7	5,024	1,430
平成12年	523	11.1	2,710	57.6	1,475	31.3	4,708	1,438
平成17年	417	9.6	2,387	54.9	1,544	35.5	4,348	1,407
平成22年	344	8.9	1,997	51.9	1,507	39.2	3,848	1,313
平成27年	269	8.0	1,625	48.4	1,465	43.5	3,359	1,215
令和 2年	200	6.9	1,283	44.3	1,413	48.8	2,896	1,126
令和 3年	200	7.1	1,232	43.9	1,374	49.0	2,806	1,105
令和 4年	192	7.1	1,175	43.2	1,351	49.7	2,718	1,100
令和 5年	179	6.8	1,126	42.8	1,325	50.4	2,630	1,084

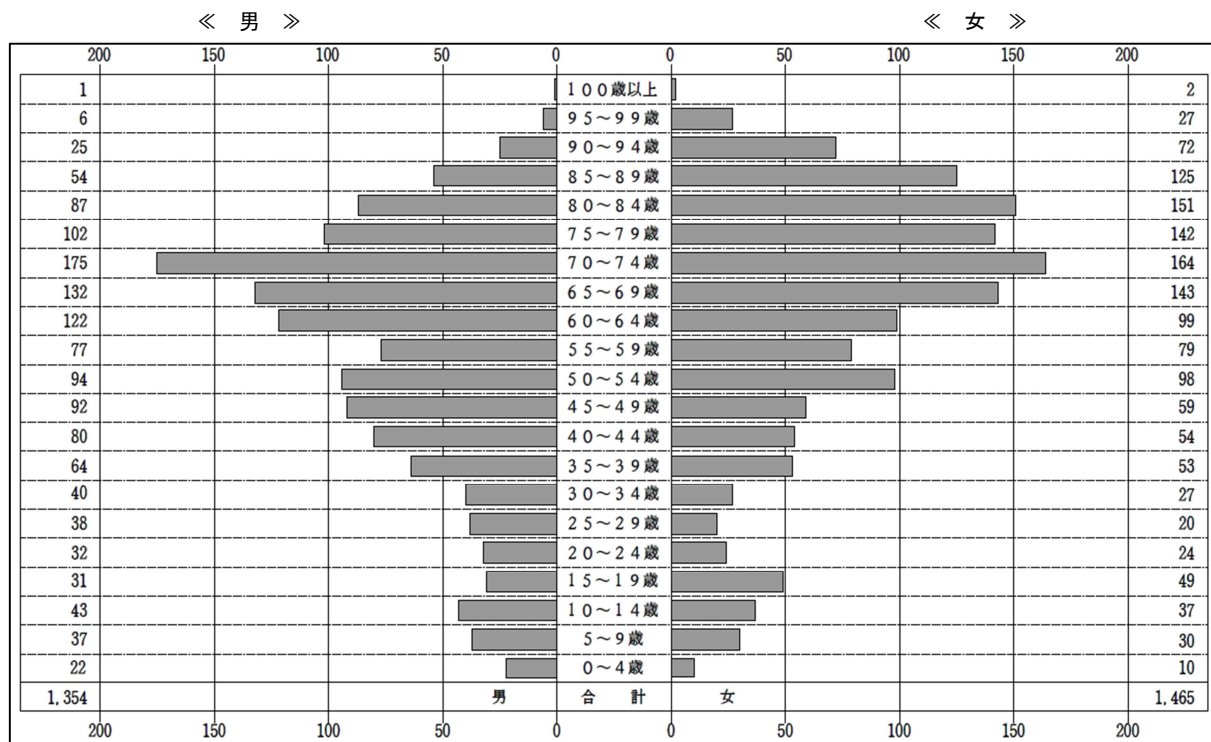
(資料：令和2年まで国勢調査、以降県年齢別人口流動調査による推計)

3. 人口ピラミッド

藤里町の人口ピラミッドからは、高齢者層が多く若年層が非常に少ない状況がはっきりとわかります。

<人口ピラミッド>

【令和6年1月1日現在】



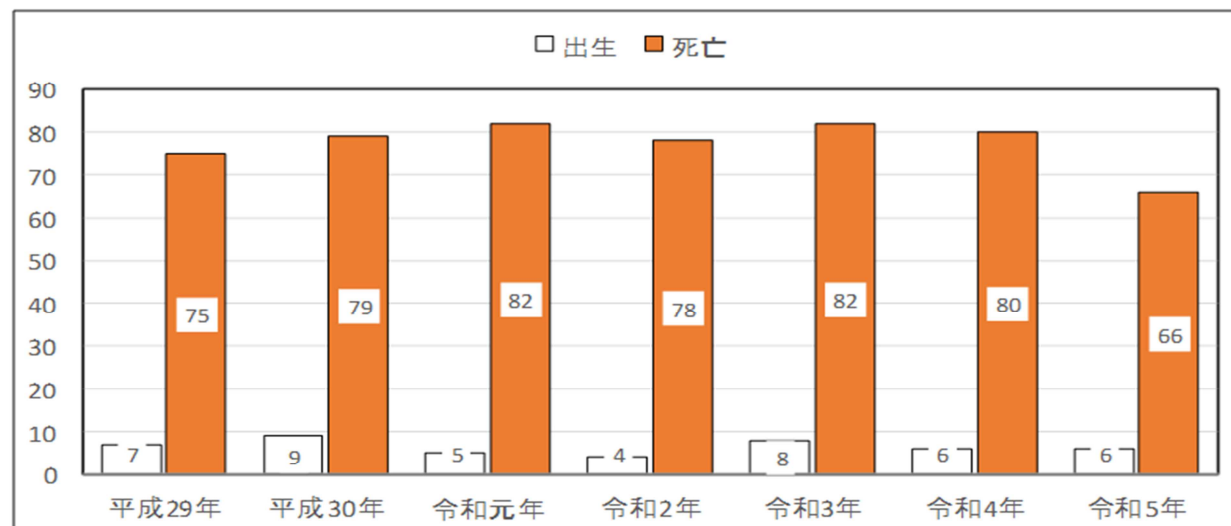
（資料：住民基本台帳）※外国人含む

4. 出生数及び死亡数の推移

出生数と死亡数については、いずれの年も死亡数が出生数を大きく上回る自然減が続いており、また、出生数は平成29年から10人未満が続いています。

<出生数及び死亡数の推移>

【各年 1月1日～12月31日】



（資料：住民基本台帳）

5. 外国人の状況

外国人住民数の状況をみると、ほぼ横ばいとなっています。

＜外国人住民数の推移＞

【12月31日現在】

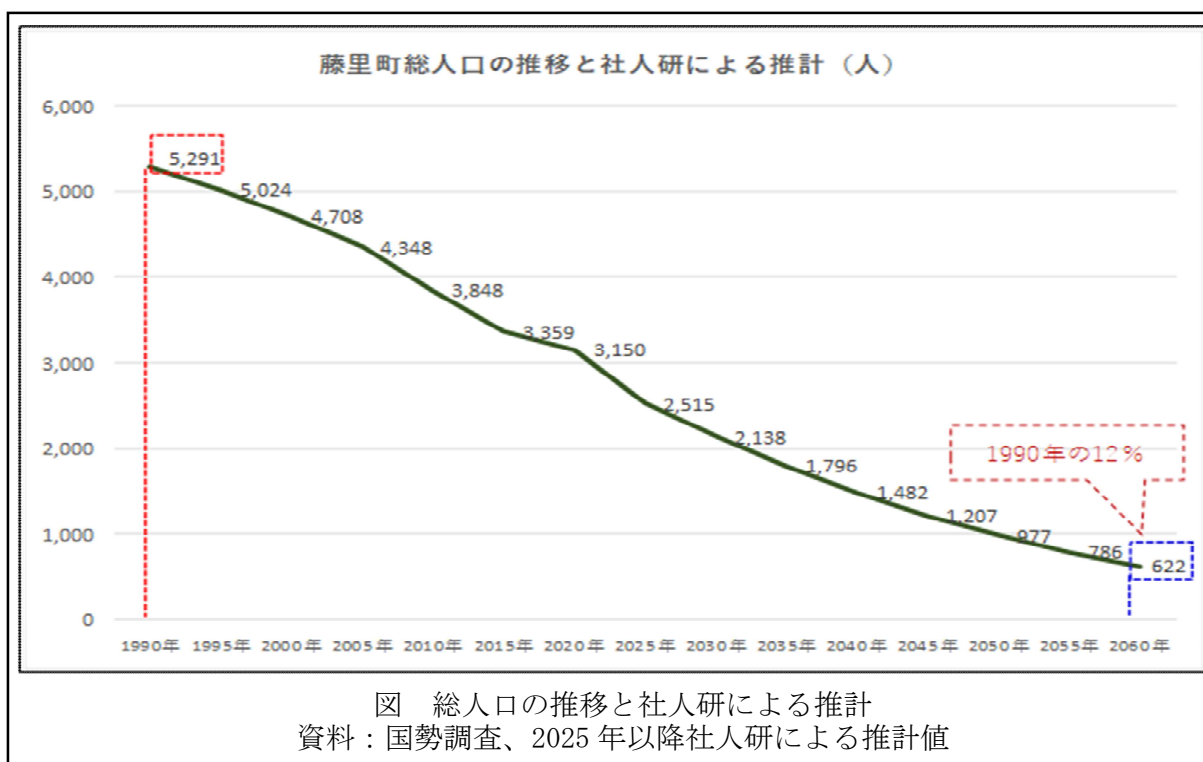
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人	21	20	18	21	28	18	15	19

（資料：住民基本台帳より）

6. 人口の動向

藤里町の人口は加速度を増しながら減少を続けています。1990年に5,291人でありましたが、2020年には3,150人となっており、30年の間に6割に減少しています。今後も人口減少が続いた場合、2060年には622人にまで減少する予想となっています。

人口減少の要因としては、自然減と社会減の2つの側面があります。自然減については、死亡数は年間で80人前後と概ね横ばいで推移しているものの、出生数が漸減していることから自然減が大きくなる傾向となっています。社会減については、転出が転入を常に上回っていることから社会減は続いている状況となっています。転出の大半は就職に伴うものですが、近年は中学校や高校進学時での流出がみられます。



（資料：第2期藤里町総合戦略より）

7. 高齢者のみの世帯数の推移

65歳以上の高齢者だけの世帯数は、平成27年の427人から令和5年の539人と、112世帯増加しています。

<高齢者だけの世帯数の推移>

【7月1日現在】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	427	446	458	467	470	474	479	491	539
ひとり暮らしの世帯	245	252	246	254	260	255	273	278	281
男	70	80	76	84	88	89	100	104	112
女	175	172	170	170	172	166	173	174	169
2人以上の世帯	182	194	212	213	210	219	206	213	258

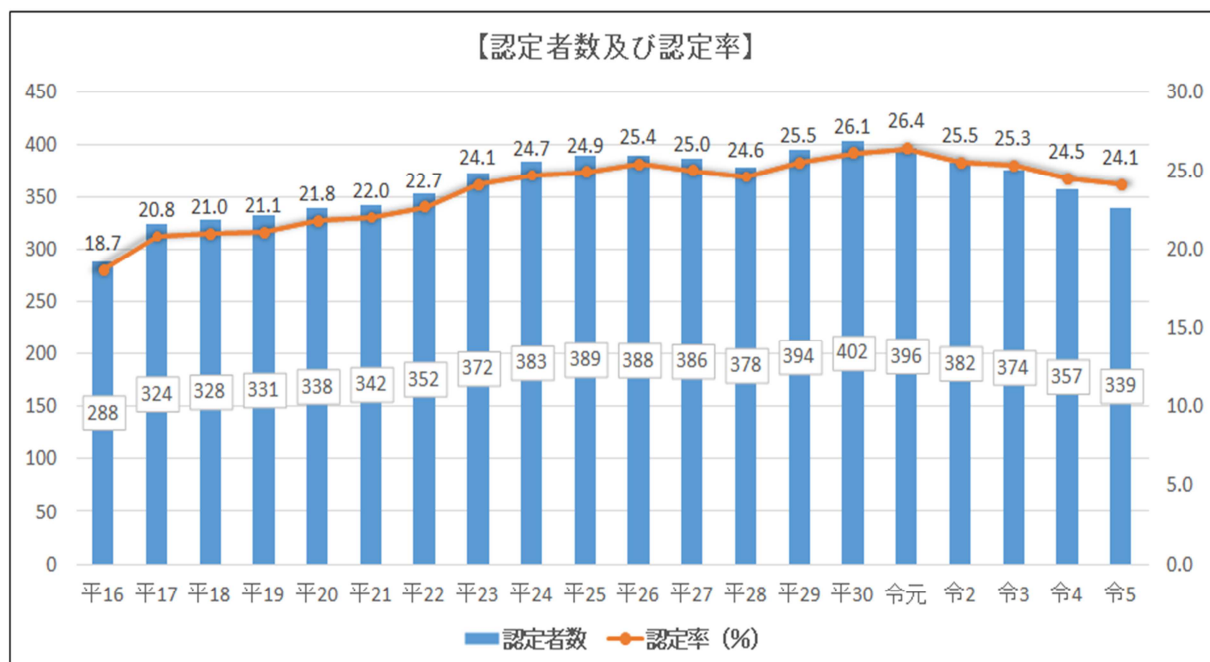
(資料：秋田県「老人月間関係資料」より) ※施設を住所地としている者は除く。

8. 要支援・要介護認定者数の推移

平成12年の介護保険制度開始時点で188人だった認定者数は、平成24年で開始当初の2倍を超え、400人前後とほぼ横ばいを推移していましたが、平成30年の402人をピークに減少が続いており、令和5年には339人まで減少しています。

<認定者数及び認定率の推移>

【10月1日現在】



(資料：介護保険事業状況報告より)

9. 児童・生徒数（学年別）の推移

児童・生徒数は、現在も減少し続けており、令和5年には幼稚園児童数が28人、小学校児童数（藤里学園前期課程）が89人、中学校生徒数（藤里学園後期課程）が44人となっています。

<児童・生徒数の推移>

【4月1日現在】

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
幼稚園児童数	59	58	46	47	47	43	48	46	46	38	36	28
幼年少	11	18	17	13	16	11	18	15	13	8	13	7
幼年中	29	11	18	16	15	17	13	18	15	15	8	13
幼年長	19	29	11	18	16	15	17	13	18	15	15	8
小学校児童数	133	122	131	115	113	106	107	102	86	94	90	89
小学1	14	19	29	11	19	16	15	16	12	17	15	14
小学2	24	13	19	29	11	19	15	16	15	12	17	15
小学3	20	23	13	19	29	11	19	15	15	16	12	17
小学4	27	21	23	13	18	29	11	18	15	15	16	12
小学5	19	27	21	23	13	18	29	10	19	15	15	16
小学6	29	19	26	20	23	13	18	27	10	19	15	15
中学校生徒数	86	76	60	57	56	59	52	47	54	52	54	44
中学1	25	21	15	20	20	19	13	17	25	10	19	15
中学2	31	24	21	16	20	20	19	12	17	25	10	19
中学3	30	31	24	21	16	20	20	18	12	17	25	10
合 計	278	256	237	219	216	208	207	195	186	184	180	161

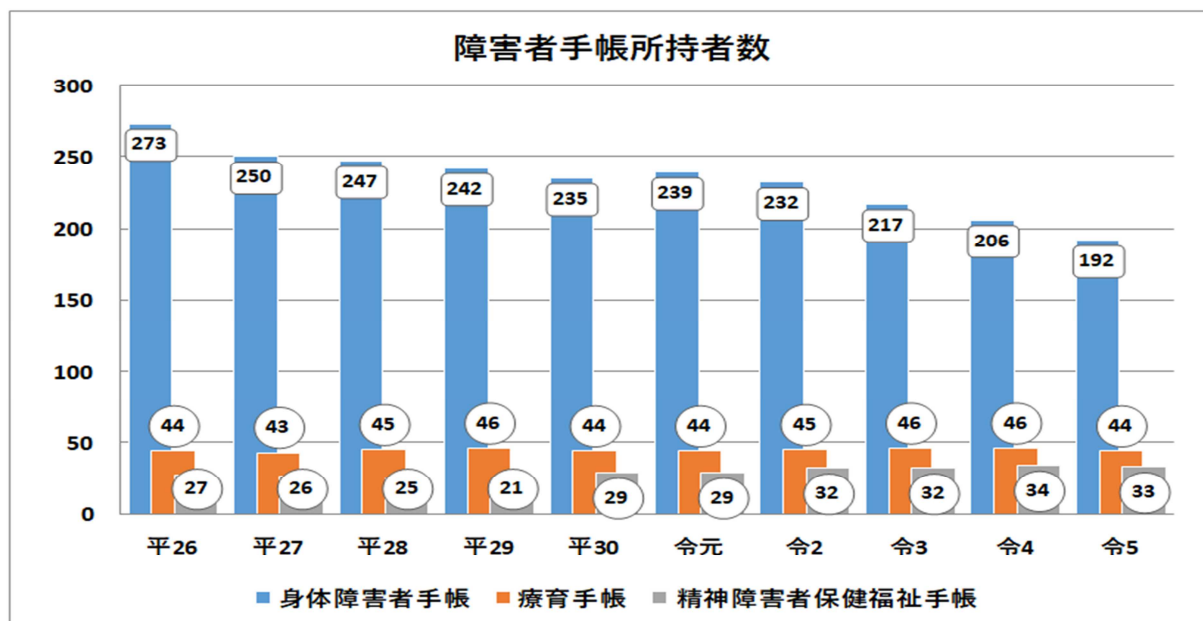
（資料：学校基本調査より）

10. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者数については減少傾向になっているものの、療育手帳所持者数については横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数についても近年は横ばいとなっています。

<障害者手帳所持者数の推移>

【3月31日現在】



1.1. 生活保護受給者数の推移

生活保護の状況は、令和5年度で被保護世帯数は28世帯となっています。平成27年度からの推移をみると、毎年30世帯前後で推移しています。

<生活保護受給者数の推移>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（10月1日）	3,405	3,323	3,206	3,099	3,004	2,907	2,806	2,718	2,630
被保護世帯数	32	31	30	30	28	28	25	28	28
被保護人員	51	49	48	48	46	45	40	44	42
保護率	14.6	14.4	14.4	15.0	14.8	15.0	13.8	15.7	15.5

（資料：山本福祉事務所資料より）

※保護率＝（被保護人員／前年10月1日の推定人口）×1000

参考 R5 保護率 山本管内 13.5 県全体 13.8

1.2. ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯は、平成24年の41世帯をピークに増減を繰り返しながら減少しています。一方で父子世帯と母子世帯の割合をみると、母子世帯が70%台で推移していたものの、近年は80%以上と母子世帯が高い割合になってきています。

<ひとり親世帯数の推移>

【8月1日現在】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	41	39	32	29	31	26	25	26	22	22	21	20
父子世帯	12	11	9	10	9	8	6	7	6	5	4	3
母子世帯	29	28	23	19	22	18	19	19	16	17	17	17

（資料：「母子及び父子世帯の実態調査」より）

1.3. 自殺の状況

平成30～令和元年は自殺で亡くなられた方はいませんでしたが、令和2年から自殺で亡くなられた方が毎年あり、自殺死亡率においても秋田県より高い状態となっています。

<自殺者の推移>

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
藤里町	自殺者数	1	0	0	2	3	2
	自殺死亡率	31.2	0.0	0.0	68.8	106.9	73.6
【参考】秋田県の自殺死亡率		24.4	20.3	20.7	18.0	18.8	22.6

（資料：「秋田県における自殺の現状」より）

第2節 藤里町の社会資源の状況

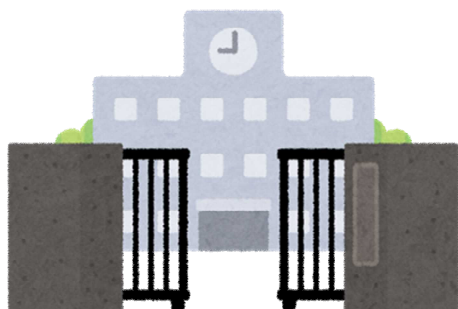
1. 社会福祉施設等の状況

藤里町内には、以下のような施設があります。

< 藤里町施設等状況 >

種 別	名 称
福祉関連施設	藤里町役場
	藤里町社会福祉協議会（藤里町総合福祉センター）
	特別養護老人ホーム「藤里」
	障害者支援施設 虹のいえ
	グループホーム美里園（藤里町社会福祉協議会）
	藤里町地域包括支援センター（藤里町社会福祉協議会）
	藤里町地域活動支援センター（藤里町社会福祉協議会）
	藤里町生活支援ハウス「ぶなっち」
	福祉の拠点「こみっと」
	自立訓練（生活訓練）事業所「くまげら館」
介護保険等 サービス事業所	藤里町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
	特別養護老人ホーム「藤里」指定居宅介護支援事業所
	特別養護老人ホーム「藤里」指定短期入所生活介護支援事業所
	藤里町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
	藤里町社会福祉協議会指定通所介護事業所
	特別養護老人ホーム「藤里」指定通所介護事業所
	グループホーム美里園（予防介護・短期入所）認知症対応型共同生活介護事業所
	藤里町社会福祉協議会指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	藤里町社会福祉協議会指定まち自慢クラブ
	藤里町社会福祉協議会指定安否確認サービス
障害福祉 サービス事業所	藤里町社会福祉協議会指定安否確認付き配食サービス
	障害者支援施設 虹のいえ（入所・通所）
	障害者支援施設 虹のいえ 指定短期入所事業所
	障害者支援施設 虹のいえ 指定グループホーム事業所
	藤里町社会福祉協議会指定相談支援事業所
	藤里町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
	藤里町社会福祉協議会就労継続支援B型事業所
	藤里町社会福祉協議会自立訓練（生活訓練）事業所
	藤里町社会福祉協議会自立訓練（生活訓練宿泊型）事業所
	藤里町社会福祉協議会自立生活援助事業所
	藤里町社会福祉協議会指定通所介護事業（基準該当生活介護）事業所

医療機関	藤里町営歯科診療所
	森岳温泉病院附属 山下医院
学校等	藤里町立義務教育学校藤里学園
	藤里町立藤里幼稚園
	藤里町立藤里保育園（子育て支援センター）
	あそぼクラブ（放課後児童健全育成事業）



2. 組織の状況

①藤里町民生児童委員協議会

民生児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、支援へのつなぎ役となっています。

◆民生児童委員の担当地区分け

担 当 地 区	人 数
矢坂上町、矢坂下町、如来瀬岱、薄井沢、矢坂上野	1 人
春日野団地、粕毛下町、粕毛上町、朝日ヶ丘団地	1 人
真土、萱沢、室岱	1 人
谷地、米田、下根城、喜右エ門岱	1 人
根城岱、熊の岱、上中畑、巻端家、長場内	1 人
長瀬、清水岱、幸町	1 人
嘉平岱、館の下、上町第一、上町第二	1 人
東坂、下モ町、中町	1 人
烏谷場、川原町	1 人
大町、荒町	1 人
浅間町、出戸小比内、下中小比内	1 人
下町、寺沢	1 人
琴町、川反町	1 人
愛宕第一、愛宕第二、院内岱	1 人
上中小比内、一の渡、坊中、寺屋布、高石沢、湯の沢、滝の沢	1 人
金沢、上茶屋、真名子、向真名子	1 人
●主任児童委員（全域）	2 人
合 計（定 数）	18 人

②保健衛生協力員（藤里町任命）

保健衛生協力員は住民の健康増進及び藤里町保健衛生事業の円滑な推進を図ることを目的として藤里町から任命され活動しております。

◆保健衛生協力員の配置

地区連絡員設置に関する条例の別表に掲げる地区	53 人
------------------------	------

③福祉員（藤里町社会福祉協議会委嘱）

地域住民の良識ある理解と協力を得て、自主的な活動を通じて、藤里町社会福祉協議会事業の円滑な運営及び地域社会福祉の増進に資することを目的として、藤里町社会福祉協議会から委嘱され活動しております。

◆福祉員の配置

町内を50区分した地区	53 人
-------------	------

④藤里町ボランティア団体連絡協議会

町内ボランティア団体の連絡調整及び情報交換等、連携を深めることを目的として藤里町社会福祉協議会に連絡協議会を置き、ボランティア活動をしております。

◆ボランティア団体連絡協議会登録団体 <9 団体>

団 体 名	
ぱっけの会	更生保護女性会
米田婦人会	駒草民舞会
藤琴婦人会	粕毛婦人会
竹の子会	こだまボランティア
大沢婦人会	

⑤老人クラブ

老人クラブは、地域の身近な社会参加の場として地域福祉の推進に欠かすことのできない組織です。

◆老人クラブの状況

【連合会】 <1 団体>

藤里町老人クラブ連合会

【単位団体】 <12 団体>

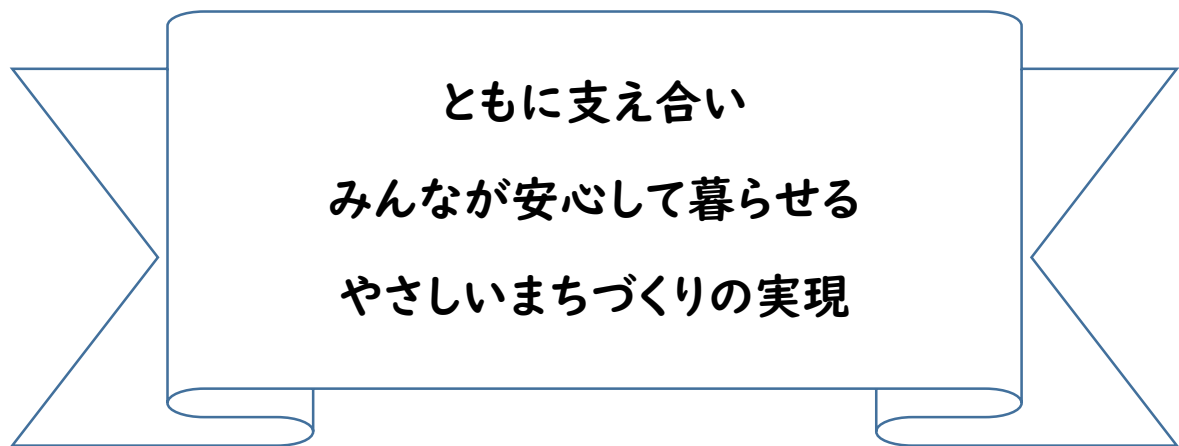
矢坂クラブ	栄寿クラブ
粕毛共栄クラブ	白神シルバー会
米田第一長栄クラブ	令和クラブ
米田第二長栄クラブ	高山クラブ
大沢共和クラブ	白神山地いちょうクラブ
荒町若返り会	北部福寿会

第3章

計画が目指すもの

第3章 計画が目指すもの

第1節 基本理念



町民同士が支え合い、
健やかで生きがいをもって
みんなが安心して
住み慣れた町で暮らせる
明るくやさしい町を目指します。

第2節 基本目標

地域・住民を支えていくうえで、藤里町や藤里町社会福祉協議会、さらに民間事業者や住民相互による様々な支援が必要です。地域共生社会の実現や地域福祉を取り巻く藤里町の現状や課題を踏まえ、町民一人ひとりが参加・協力し、助け合える仕組みを構築していくため、次の3つの目標を設定し、計画の推進を図ります。

◆基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり

町民が中心となり、身近な地域でのつながりや協働を深めていく体制づくりを目指します。

そのため、幅広い世代での福祉教育を充実させ、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機会づくりをするとともに、町民の自発的で主体性のある活動の活性化を図り、お互いの顔が見える関係性を築いていきます。

【基本施策】

- 福祉教育の推進
- 地域福祉を担う人づくり
- 福祉に関する啓発の充実

◆基本目標2 町民同士が支え合い、助け合えるまちづくり

地域住民が支え、支え合う双方向の関係性を大切にして、地域福祉活動に誰もが参加できる地域を目指します。

また、地域活動を活性化させるための支援を充実するとともに、地域資源を活用して住民や地域間、世代間の交流を促進することで、高齢者や障害者などさまざまな人たちの社会参加や生きがいづくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

さらに、藤里町社会福祉協議会、民生児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

【基本施策】

- 地域における支え合い、助け合いの仕組みづくり
- 「福祉でまちづくり」を合言葉に、誰もが活躍できる場づくり
- 地域福祉のネットワークづくり

◆基本目標3 安心・安全に住み続けられるまちづくり

少子高齢化が進展する藤里町では、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりがより一層求められます。

そのため、すべての町民が生涯健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康に対する意識の向上を図り、病気の予防や早期発見に向けた普及啓発に取り組むなど、保健・福祉・医療等の福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を図りながら、必要に応じ新たなサービスを創造し、サービスを利用しやすい仕組みを整えます。

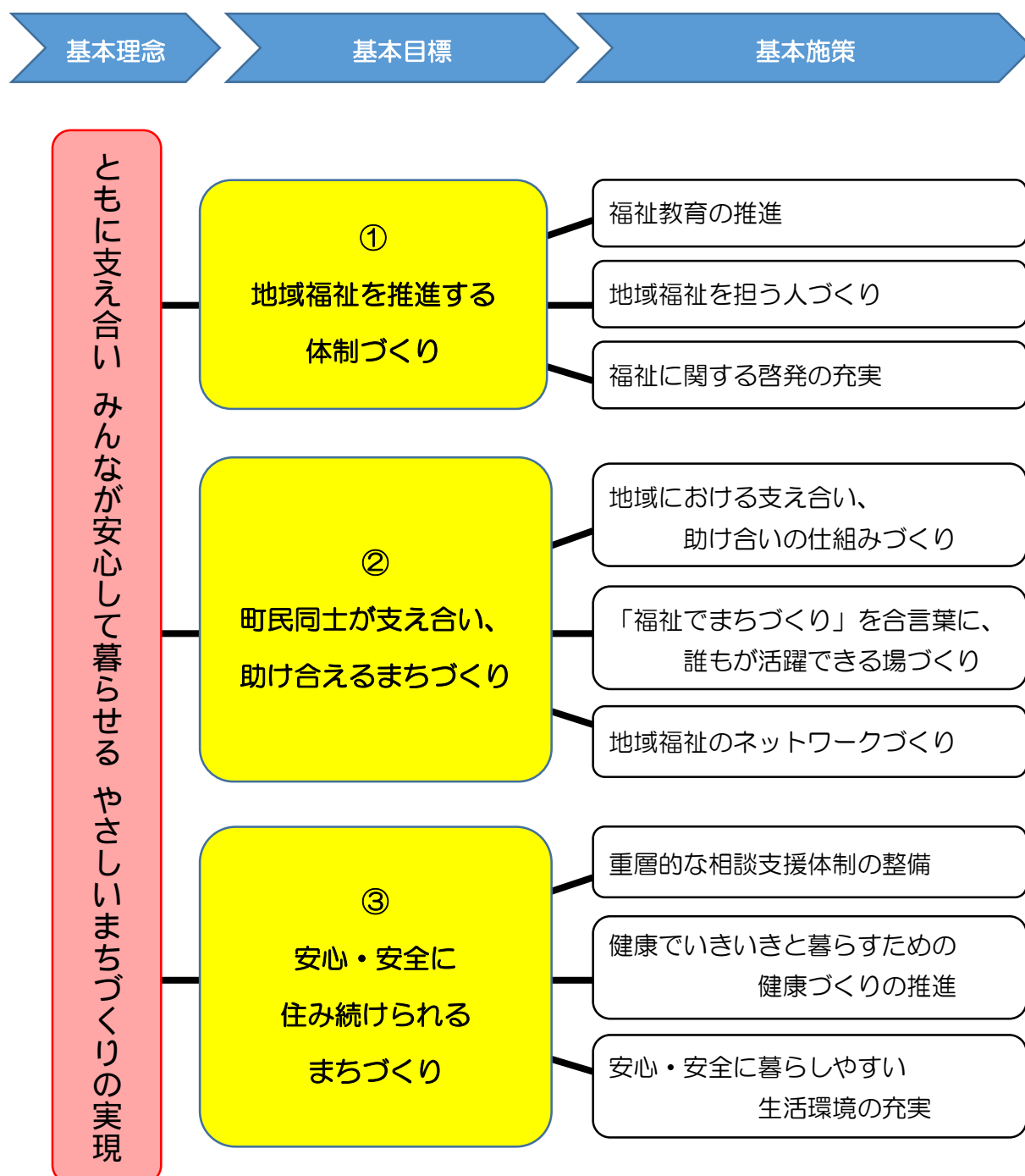
また、災害や緊急時における支援体制の整備や、児童・高齢者・障害者等の権利擁護の充実を図ります。

さらに、高齢者や障害者など、安心して移動や外出ができるような、やさしい交通環境づくりを進めていきます。

【基本施策】

- 重層的な相談支援体制の整備
- 健康でいきいきと暮らすための健康づくりの推進
- 安心・安全に暮らしやすい生活環境の充実

第3節 施策の体系



第4節 具体的な取り組み

基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり

○福祉教育の推進

（１）義務教育学校を対象にした福祉教育の推進

次代の地域福祉を担う人材を育成するため、義務教育学校の児童・生徒を対象とした福祉教育事業を推進します。

（２）生涯学習としての福祉教育の推進

地域住民の福祉に対する興味・関心を深めるため、講演会や勉強会等の啓発事業を実施し、地域の実情に合わせた福祉教育を推進します。

（３）世代間交流による福祉教育の推進

子どもから大人まで参加できるイベント等を実施し、高齢者や障害者等についての理解を深め、ともに活動する機会をつくれます。また、様々な年代のつながりを再生するため、世代間交流の活性化に努めます。

○地域福祉を担う人づくり

（１）地域福祉に関する団体の育成及び活動への支援

ボランティア団体等が積極的に活躍できる地域づくりを目指し、団体等の意見を踏まえながら福祉活動を推進する団体への適正な支援を図ります。また、団体等のスキルアップを図るため、情報交換や勉強の機会をつくれます。

民生児童委員、保健衛生協力員、福祉員等が活動しやすい環境を整備するとともに、連携して地域福祉活動を推進していきます。

（２）地域福祉に対する町民の関心及び理解の向上

町内会等自治組織や老人クラブ等へ、ボランティア活動や福祉イベント等への町民参加を積極的に呼びかけます。

ボランティア活動や地域活動を体験できる場を提供するなど、地域福祉活動への関心を持つきっかけづくりを推進していきます。

（３）住民交流及び活動の場づくりの推進

既存の集会所施設等町内資源を有効活用し、福祉施設等との連携やサロン事業等、顔と顔が見える地域づくりを目指すため、誰もが気軽に集える居場所づくりを推進し、地域福祉をみんなで考えことができる環境を整備していきます。

○福祉に関する啓発の充実

（１）広報・啓発活動の充実

広報紙や公式ウェブサイトなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図るとともに、藤里町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉を考える機会づくりに努めます。

（２）イベント等による啓発活動

福祉に関するイベントや講演会を開催することで啓発に努めます。また、まちづくりミーティングの実施により、情報発信及び情報収集に努めます。

主な事業＜町＞	
・義務教育学校における観光や自然の他に福祉を取り入れた学習への取り組み ・広報「ふじさと」や広報「ふじさと」お知らせ版の発行 ・町ホームページの活用 ・福祉や健康に関するイベントや講演会等での啓発活動 ・長寿祝金事業 ・民生児童委員研修の実施	など
主な事業＜社会福祉協議会＞	
・藤里町社会福祉大会の開催 ・福祉教育（共同募金委員会との連携） ・団体活動育成支援（共同募金委員会との連携） ・広報「社協だより」の発行 ・福祉座談会の開催 ・地域交流事業 ・ボランティア活動の活性化 ・福祉員研修の実施 ・地方創生事業（町民すべてが生涯現役を实践する事業）	など



基本目標２ 町民同士が支え合い、助け合えるまちづくり

○地域における支え合い、助け合いの仕組みづくり

（１）地域住民同士がつながる支え合いづくり

地域にはさまざまな人が暮らしており、お互いの立場や価値観も違います。お互いを理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていく必要があります。

各地域の町内会や自治組織等による、地域の祭典、運動会や集会等の町民が集まる行事への支援等により、地域の皆がお互いの理解を深めるための交流機会の充実に努めます。

（２）子育てしやすい環境づくり

出生数が少なくとも、子育ての悩みは誰しも共通するものです。子育て中の保護者が集える場を提供し、お互い関わることによって、育児中の孤立を防ぎ、虐待の早期発見・早期対応も可能となってきます。子どもたちが、安全な環境で健やかに成長し、安心して子育てができる地域づくりが求められています。

こども基本法の成立を受け、全てのこどもの権利を等しく保障し、最善の利益が優先されるよう、地域ぐるみで子育てしやすい社会を作ります。そして、子育て世代の意見を取り入れ、より町民の意向に沿った環境づくりやサービスの提供に努めます。

（３）孤立しない取り組み、仕組みづくり

地域には、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育てや介護が大変な人など、まわりの方々の支援を必要とする人が多くいます。誰もが地域で安心して生活するためには、地域の中で見守り・支え合いを進めることが重要となります。

藤里町や藤里町社会福祉協議会、郵便局、民生児童委員を中心とした身近な地域での高齢者・子育て世帯などの見守り・支援活動をさらに促進するとともに、地域全体での見守り・支え合いの仕組みづくりを推進します。

○「福祉でまちづくり」を合言葉に、誰もが活躍できる場づくり

（１）一人ひとりの経験・能力を育み、活かし合う

一人ひとりの経験や能力を活かせる働き方や参加の仕方を応援するとともに、藤里町の魅力や自慢を自ら作り伝えるため、経験豊かな高齢者等が生涯現役として活躍できる場づくりを支援します。

（２）困難の有無にかかわらず町民全員が活躍できる

支援される人、支援する人を区別することなく、子ども、若者、高齢者、障害者、ひきこもり者等、困りごとを抱えた人たちが社会参加できる環境づくり及び、

活躍の場づくりを支援します。

(3) 地域・世代を超えて元気に参加・活躍する

地域活動による各種事業が活発に行われていますが、どの事業においても同じ顔ぶれが集まる傾向があります。地域のつながりを再確認し、地域の創意工夫を活かした身近な場所での支え合いの関係づくりや、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートするための世代を超えた地域間の連携強化を推進していきます。



○地域福祉のネットワークづくり

(1) トータルケアの推進

地域福祉に関わる組織・団体・事業所は勿論、町内会等自治組織や町内の異なる分野の団体等とのネットワークの構築と、その連携を活かした地域福祉のより一層の推進に取り組みます。

(2) 既存の小地域ネットワークの活用

支援や見守りを必要としている町民のために、既存の小地域ネットワークを活用し、地域の支え合い、助け合い活動を支援していきます。

主な事業<町>

- ・地区運動会等のイベント開催に対する地区への助成
- ・幼稚園の児童、保護者を対象とした親子遊びと子育てに対する講話等の実施
- ・ばんぶ〜ひろば（子育て支援センター事業）の開催
- ・ブックスタート事業（乳児健診等の機会に読み聞かせや「絵本」をプレゼントする事業）
- ・老人クラブや福祉関係団体への活動助成
- ・敬老式、金婚式事業
- ・高齢者等宅除排雪事業

など

主な事業<社会福祉協議会>

- ・トータルケア推進事業（CSW：コミュニティソーシャルワーカーの配置）
- ・生活支援コーディネーター及び就労的活動支援コーディネーター
- ・プラチナバンク事業
- ・まち自慢クラブ
- ・認知症地域支援事業（認知症カフェの運営）
- ・をとこ組事業
- ・活躍支援体制づくり



など

基本目標３ 安心・安全に住み続けられるまちづくり

○重層的な相談支援体制の整備

（１）福祉の相談支援体制の整備

藤里町の相談支援体制については、藤里町や藤里町社会福祉協議会が中心となり、民生児童委員等の協力のもと実施しておりますが、相談内容は高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援、若者・引きこもり支援など多岐にわたっており、あわせて生活困窮や地域との関わりなど、複合的な課題が多くあります。また、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から現れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきています。

これら福祉のさまざまな課題に、重層的に対応できる「福祉の総合相談窓口」としての機能充実を図り、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視し、身近な地域生活の中で誰もが気軽に相談できる仕組みの機能強化を進め、各分野との連携、情報共有により早期の課題解決につなげます。

（２）効果的な相談支援へのバックアップ

藤里町社会福祉協議会が実施している介護保険制度による「地域包括支援センター（町委託）」や、障害者総合支援法の「相談支援事業所」、各専門分野の相談員による「専門相談所」開設事業などの相談支援体制、そして訪問支援によるアウトリーチ機能や、最初の一歩を踏み出すきっかけとなる伴走型相談支援等、効果的な相談支援体制への協力、そして緊密な連携及び情報共有により、相談支援体制の更なる相乗効果を目指します。

（３）いつでもどこでも安心して相談できる窓口の推進

町内には、藤里町役場や藤里町社会福祉協議会は勿論、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、警察や消防等、様々な相談窓口があります。また、外部機関にはより専門的な相談支援体制が構築されていますので、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互に連携を強めながら、いつでもどこでも安心して相談できる体制を推進します。



○健康でいきいきと暮らすための健康づくりの推進

（１）自分の健康を自分で守って健康長寿の実現

すべての町民が住み慣れた白神山地の麓で、健康で楽しく暮らしていけるよう健康づくりに取り組む人を支援するとともに、地域ぐるみで健康意識（健康的な食生活や適度な運動、生活習慣の改善、禁煙・受動喫煙防止等のたばこ対策）を高め、生涯豊かな心と体を持ち続けられるよう取り組みます。

（２）生涯スポーツの振興

健康を維持するために日常生活において積極的に体を動かすことが大切になります。スポーツを通して家族や仲間などと楽しく運動していくことで、心身ともに鍛えていくことができます。すべての町民がスポーツを楽しみ、充実した活動が続けられるように支援体制を整えます。

スポーツ推進のための人材育成、スポーツ教室の開催などにより生涯スポーツの振興を図ります。また、各種スポーツ施設の整備に取り組みます。

（３）こころの健康づくり・自殺予防

自殺の要因となり得る生活困窮、健康問題、いじめ・暴力、ひきこもりなど複雑な背景もあることから、福祉関係団体、商工関係や金融機関、警察や消防署、教育・行政機関等の様々な関連分野と連携するとともに、心といのちを考える会主催のコーヒーサロン等の集える場の開設を通して、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい藤里町を目指し、こころの健康づくり・自殺対策を推進していきます。

○安心・安全に暮らしやすい生活環境の充実

（１）災害時や緊急時の支援体制の強化

近年、大規模な地震や台風等による大雨災害が頻繁に発生する中で、支援体制の充実は必要不可欠となっております。災害時や緊急時には、地域の支えあいが必要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者名簿の整備・活用など、緊急時における支援体制の強化を図ります。

（２）交通安全・防犯・消費者啓発

住民が安心して暮らせる環境をつくるには、日頃からの交通事故や犯罪を未然に防ぐまちづくりが必要です。

交通安全と利便性を確保するため道路等の整備に努めます。また、交通事故及び飲酒運転「ゼロ」を目指し、交通指導隊や交通安全協会と連携しながら、交通安全施設の点検や交通安全の啓発に努めます。

地域での見守りや日常的な声かけ等は、被害の防止に有効な手段であることから、防犯指導員の防犯パトロールや、子どもを守る会の青色防犯パトロール等の活動を推進していきます。また、犯罪を犯した者等への社会復帰支援や再犯防止啓発活動等については、保護司や更生保護女性会等と連携しながら推進していきます。

近年、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が年々増加していることや、社会の多様化等により消費者トラブルに発展することが多くなっていることから、消費者被害防止の啓発に努めます。

（３）医療環境の整備と移動支援

藤里町の医療の現状は、隔週１回（第２・４金曜日の午前中）診療している内科医院が一ヶ所、そして、町営の歯科診療所が一ヶ所あるだけとなっており、病院の専門性や非常勤の現状等により、町民の多くは、車で１５分～４０分圏内の町外医療機関へと通院している状況です。

路線バスは４路線が運行されていましたが３路線が廃止となり、藤琴大町から能代厚生医療センターまでを結ぶ１路線の運行しかなく、町内の移動手段はデマンド交通の「駒わりくん」の運行拡大によってカバーされています。高齢者や障害者等の交通弱者と呼ばれる町民の移動支援体制を早急に整備する必要があります。

近年、高齢者については在宅医療・介護が推進されており、住み慣れた自宅での生活や終末期等を迎えるためには、常勤の医師や看護師が必要となってくることから、藤里町に見合った医療体制の構築を目指し、秋田県や秋田県医師会と連携して取り組んでいきます。

（４）民生児童委員の活動支援

地域には、地域住民の身近な相談相手として、民生児童委員が活動しています。

ひとり暮らし高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者等、地域には様々な問題を抱えた支援の必要な人が増加してきています。その状況の中、民生児童委員がその役割を発揮できるように、活動しやすい環境づくりに努めます。

（５）高齢者支援の充実

高齢者の尊厳が守られ住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、地域支援事業や必要なサービスの提供及び基盤の整備、地域包括ケアシステムの構築、保健事業・健康増進事業の推進、高齢者の社会参加と生きがいづくりへの支援、そして、住み慣れた地域・在宅での生活への支援等に取り組んでいきます。

また、認知症高齢者が増加することが予想されることから、認知症の早期発見や早期対応に向けた支援体制の構築、認知症高齢者に対する理解や関連する福祉サービスの充実に努めます。

（６）障害者支援の充実

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に生き、健康でいきいきと活動ができ、安心して生活していけるまちづくりを目指して、障害福祉サービス等の充実、障害のある子どもの療養体制の整備、地域生活・在宅生活への支援、就労・雇用の充実、バリアフリーの促進、障害福祉教育の推進、差別の解消及び権利擁護の推進等に秋田県、町民、関係団体と連携しながら取り組んでいきます。

（７）子育て支援の充実

子どもが健やかに育つための支援として、地域における子育ての支援、妊産婦並びに乳幼児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環

境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の促進、子ども等の安全の確保、要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進を目標に据え、各事業に取り組んでいきます。また、近年大きな問題となっている「子どもの貧困」についても、上記取り組みと併せ総合的に対応していきます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるために、妊娠・出産・子育ての総合支援拠点となる「こども家庭センター」設置に向け取り組んでいきます。

(8) 生活困窮者の支援

経済的問題や心身の障害、ひきこもり、ニート、失業、家族の介護など複合的な生活上の課題を抱えている人が地域の一員として参加・活躍しながら課題を解決できるよう、関係機関と連携しながら一人ひとりの事情に合った重層的な相談・支援を行います。また、社会復帰訓練や職業訓練等事業により、地域が活性化する取り組みへの支援も行います。

(9) 虐待予防の推進

県・町関係機関、教育機関、民生児童委員、警察、地域包括支援センター等と連携し、高齢者、障害者及び児童への虐待及び配偶者DVの防止に努め、早期発見・早期対応に向けて予防啓発を強化していきます。

また、「要支援者対策地域協議会」の強化を図り、同協議会の代表者会議や実務者会議を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

(10) 権利擁護の推進

人権問題に対する理解不足や誤った認識による差別や偏見のない地域社会、男性も女性も、誰もがあらゆる分野で対等に活躍できる地域社会の実現を目指します。

何らかの理由で、家庭で養育することが困難または適当でない子どもたちの最善の利益を優先するため、秋田県で策定した「秋田県社会的養育推進計画」の各種取り組みを推進していきます。

認知症や知的障害、精神障害等があっても、適切なサービスを提供して、安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるようにすることが必要です。特に、認知症高齢者の増加が予測される中で、判断能力が不十分な人の、法律上の権利を保護する仕組みである「成年後見制度」や福祉サービスの利用、日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を推進し、制度や事業に関する啓発を行います。



主な事業＜町＞

- ・ 困りごと相談窓口の設置
- ・ 民生児童委員活動支援
- ・ 健康推進事業（集団健診、健康相談、健康教育、家庭訪問等）
- ・ こころの健康づくり事業
- ・ 交通安全、防犯対策事業
- ・ 高齢者バス無料化事業
- ・ スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等、各種スポーツ団体に対する支援
- ・ 芸術文化協会、各種芸術文化団体に対する支援
- ・ 介護保険給付、地域支援事業
- ・ 障害者（児）関連支援事業
- ・ 子ども子育て支援事業
- ・ 要支援者対策地域協議会運営

など

主な事業＜社会福祉協議会＞

- ・ 総合相談体制の構築
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 安心安全の支援事業
- ・ 高齢者生活支援ハウス運営事業
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ お買い物ツアー事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 権利擁護支援業務（権利擁護センター・法人後見事業）
- ・ 子育て支援関連事業（子どもの食の安心事業・子育て支援コーディネーター業務等）
- ・ 民生児童委員協議会との連携

など



第２期藤里町成年後見制度利用促進計画

１ 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づき、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策に取り組むために策定するもので、国の第２期基本計画で掲げた方向性を踏まえて施策を推進していきます。

【国の第2期計画の方向性】

- ①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援施策の充実
 - ・障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
 - 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。
- ②尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - ・本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ・後見人等に関する苦情等への適切な対応
 - ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等
 - ・不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ・各種手続きにおける後見業務の円滑化等
- ③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ・包括的・多層的なネットワークづくり（複数市町村単位、都道府県単位の仕組みなど）
 - ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組み（制度利用前、利用開始、利用開始後）
- ④優先して取り組む事項
 - ・任意後見制度の利用促進
 - ・担い手の確保・育成等の推進
 - ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用促進事業の推進

具体的な取り組みに関しては、第２期藤里町地域福祉計画・第４期藤里町地域福祉活動計画で取り組む一事業として、他の事業と一体的に進めます。

2 成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶようになっています。

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度			対象となる方	援助する方
	法定後見制度	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
		保佐	判断能力が著しく欠けている方	保佐人
		補助	判断能力が不十分な方	補助人
	任意後見制度		将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度です。	

(2) 成年後見人等の選任

成年後見人等の選任は、本人のためにどのような保護・支援が必要なのかなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家などの第三者や、福祉関係の公益法人などの法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

(3) 成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を支援し、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けています。

成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や介護の実務などは一般に成年後見人等の職務ではありません。

3 現状と課題

藤里町の要支援・要介護高齢者、知的障害者、精神障害者ともに減少せず、高齢者だけの世帯数や日常生活自立支援事業利用者は増加傾向にあり、藤里町及び藤里町社会福祉協議会への相談内容についても、知的・精神障害者の親からの「親亡き後」の心配や認知症関連の相談が増加してきています。こうした状況を背景に成年後見制度の利用者の増加が見込まれます。

他方で、一般の住民や当事者の間でも、成年後見制度の周知が進んでいない様子が確認されたほか、当事者には成年後見制度の利用に対する不安・懸念がある様子も確認されました。また、現在、町長申立による制度利用者はいませんが、本当に支援が必要な方が潜在的にいるのではないかと考えられます。

これを受けて、令和5年度に藤里町権利擁護センターを藤里町社会福祉協議会内に設置したことから、更なる成年後見制度に対する啓発や情報提供等により、制度に対する正しい知識の普及を図るほか、地域における連携ネットワークを通じて、利用者本位で信頼度の高い制度構築・運営が求められています。

《日常生活自立支援事業利用者数の推移》

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症者	2	4	5	5	5
精神障害者	0	2	4	5	5
合 計	2	6	9	10	10

《藤里町の成年後見制度の利用者数》 ※令和6年7月31日現在

	利用者
法定後見制度	後 見 7
	保 佐 0
	補 助 1
任意後見制度	0

4 施策の展開

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

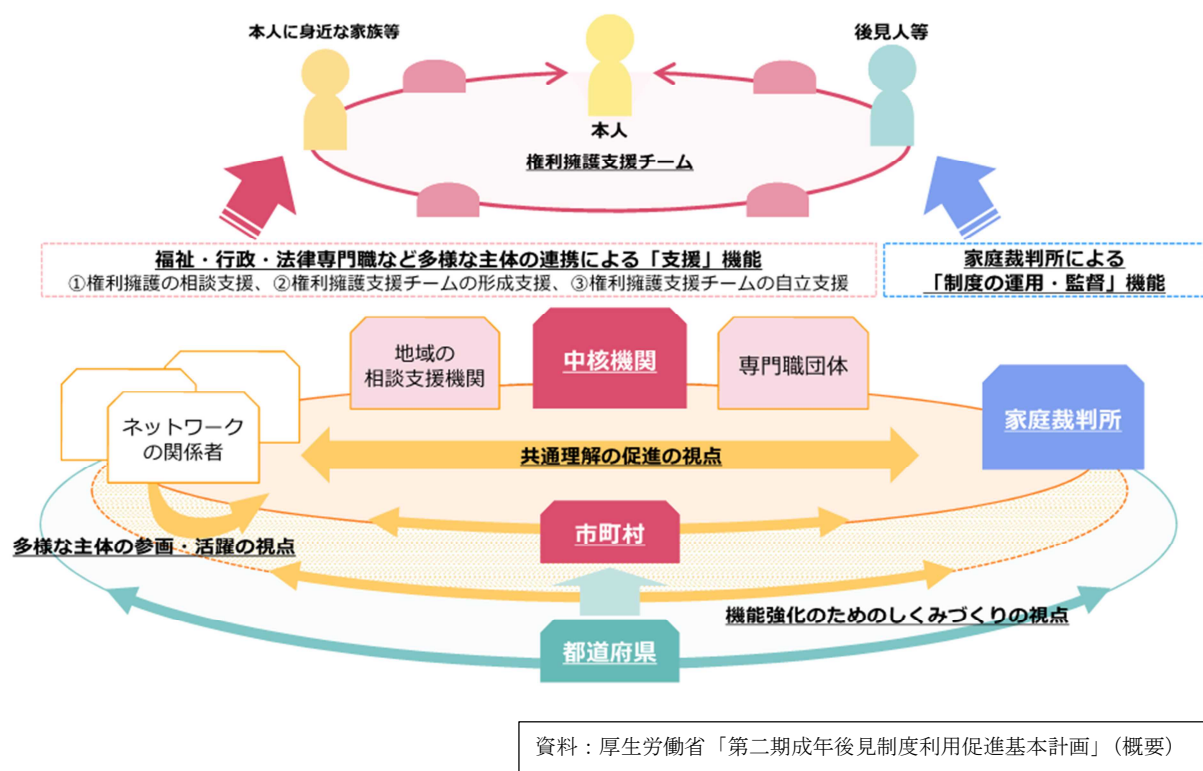
成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークを目指し、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みの構築について検討し、地域における「協議会」等の設置に取り組んでいきます。

(2) 中核的な機関の設置

国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要で、市町村の設置が望ましいとし、地域の状況に応じて柔軟な実施が期待されています。具体的機能については、広報機能、相談機能、利用促進（マッチング）機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能としています。

これを踏まえて令和5年度に町が中核機関を設置し、藤里町社会福祉協議会でも藤里町権利擁護センターを立ち上げ、相談業務や普及啓発、手続き支援等の体制を整えました。今後も適切な支援に繋がるよう地域連携ネットワーク体制の強化を目指します。

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～



（３）成年後見制度の利用促進と広報体制の整備

判断能力が不十分な方が適切に制度を活用できるよう、支援につなげることの重要性や制度活用の有効性等について、住民や従事する関係職員等への周知啓発、利用促進を図るための研修会の実施等、制度の利用促進の強化を効果的に進めます。

さらに、必要に応じて藤里町社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」への利用勧奨を行います。また、藤里町社会福祉協議会において法人後見制度を導入したことから、今後は市民後見人制度養成についても関係機関と連携し、更なる後見人の担い手育成について検討を進めます。

（４）成年後見制度の利用が困難な人への支援

藤里町では、成年後見制度利用支援事業として、高齢者、知的障害者、精神障害者の要支援者等の自己決定の尊重と権利の養護を図るため、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者や生活保護法に規定する被保護者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

藤里町再犯防止推進計画

1 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項において、各市町村が再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるとされていることに基づき、政策的に関連の深い「藤里町地域福祉計画」と一体的に策定します。

2 計画策定の趣旨

国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なことから、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律」を平成28年12月に施行しました。この法律に基づき、国においては「再犯防止推進計画」が平成29年12月に策定され、秋田県においても、令和2年3月に「秋田県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうしたことから、本町においても再犯の防止等に関する取組を総合的に進めるため、藤里町再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者等が多様化した社会において孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、再び社会を構成する一員になることができるよう、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

3 計画の期間

計画期間は、「第2期藤里町地域福祉計画」に準じ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 計画の基本目標

【基本目標 1 就労・住居の確保】

不安定な就労が再犯リスクとなっていることから、再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させる取組を推進します。

また、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、刑務所からの出所者等の住居確保のための対策を推進します。

【基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの利用促進】

再犯防止の観点から、保健・医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした人等に対し、保健・医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進します。

【基本目標 3 学校等と連携した修学支援の実施】

非行等による学校教育の中断を防ぐため、学校や地域と連携し、非行の未然防止に向けた取組を推進します。

また、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援に努めます。

【基本目標 4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進】

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、地域住民の理解と協力を得られるよう、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について、理解の促進を図ります。

【基本目標 5 再犯防止関係機関等との連携強化】

再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健、医療、福祉等多岐にわたっていることから、国の刑事司法関係機関、県、町、民間団体等が協働して再犯防止施策の推進に取り組むことができるよう、連携強化に努めます。

5 今後の取組

(1) 基本目標1 就労・住居の確保

取 組	取 組 内 容
就労の確保	◎生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした人等の特性に応じた就職、就労定着を図ります。 ◎就労支援に関する制度及び支援窓口が、犯罪をした人等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。
住居の確保	◎町営住宅の募集状況を、広報やホームページなどを活用し情報提供を行います。 ◎犯罪をした人等の町営住宅への優先的な入居について、その方の状況に応じた配慮をします。

(2) 基本目標2 保健・医療・福祉サービスの利用促進

取 組	取 組 内 容
保健・医療・福祉サービスの利用促進	◎犯罪をした人等であって自立した生活が困難な人等に対して、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

(3) 基本目標3 学校等と連携した修学支援の実施

取 組	取 組 内 容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	◎児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。
地域の関係機関と連携した非行少年等への支援	◎犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関・民間団体と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

(4) 基本目標4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取 組	取 組 内 容
広報等を通じた理解促進	◎広報や町ホームページなどを活用し、保護司や更生保護女性会等の活動を紹介し、町民の理解促進を図ります。 ◎犯罪をした人の更正について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。

(5) 基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化

取 組	取 組 内 容
保護司活動の支援	◎犯罪や非行をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援します。
各関係機関との連携	◎秋田県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。

第4章

藤里町の地域福祉の創造と挑戦 ～住民主体の地域福祉活動計画～ 《でらっとプランⅣ》

「でらっと」って何？

「でらっと」とは方言です。「まるごと」や「全部」を意味します。

「でらっと」プランは、藤里町が元気になるための、福祉まるごとプランにしたいという思いを込めて、第１期活動計画策定委員の皆様と考えました。

「こみっと」って何？

「こみっと」も方言です。

「こぢんまりと」や「じっくりと」といった意味になります。

福祉の拠点として開設した施設の名前として、公募で選ばれました。後付けで、「関り」を意味する英語「コミットする」「コミットメント」にもコミットすることにしました。

① 第 1 期 藤里町地域福祉活動計画

でらっとプラン（H21～25 年度 2009～2013 年）の特徴

地域福祉トータルケアの推進による「福祉でまちづくり」をめざして

「福祉でまちづくり」を合言葉にかかげたことで、地域福祉に対する概念が大きく変わりました。「藤里町が元気になるために」の着眼を得て、若者が子育てしやすい町になって欲しい。福祉大学を作って、町の活性化をはかるべき等々の、主体的で大胆なアイデアが次々と出ました。これまで「福祉でまちづくり」に向けて、出来ることを一つずつ、地域の方々と一緒に取り組んできたことの成果が、少しずつ住民の目にも見える形で表れてきています。同時に、藤里町における新たな地域福祉の展開の可能性を広げるという効果をもたらしています。住民主体の地域福祉がもたらす「活力」と「可能性」に着目した取り組み。「活力」と「可能性」を最大限に活かすために、これまでの地域福祉の既成概念に捉われない、様々な挑戦を続けました。

② 第 2 期 藤里町地域福祉活動計画

でらっとプランⅡ（H26～31 年度 2014～2019 年）の特徴

「福祉でまちづくり」による誰もが安心して暮らせる藤里町をめざして

藤里町では、地域住民が、支え合う双方向の関係性を大切にして地域福祉に取り組んできました。「ある時は支援を受ける立場であっても、違う場面ではだれかを支援する人になっている」という関係性が、福祉でまちづくりを進めていくためには重要です。役割を固定化せず、お互いに支え合う関係を大切にしています。

また、地域包括ケアシステムを視野に入れた「藤里型 24 時間支援体制」をめざして、地域包括ケアシステムの構築が重要であると、国は方向性を示しています。地域福祉を推進していく上で、地域包括支援センターを中心としつつ誰もが安心して生活できる環境を構築していくことが求められています。高齢者を中心として、日中、夜間を問わず、支援が必要になった時に、専門職が駆けつける体制が整っていれば、地域住民のみなさんは安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができます。藤里町に適した 24 時間支援体制とはどのような仕組みなのかを考え、「藤里型 24 時間支援体制」の構築を進めました。

③ 第3期 藤里町地域福祉活動計画

でらっとプランⅢ（R2～6年度 2020～2024年）の特徴

安心と活躍のある「福祉でまちづくり」をめざして

「福祉でまちづくり」が、単なる合言葉ではなく現実味のある「目標」になりつつあると同時に、大きな課題も出てきました。「誰もが活躍できる町」であるためには、「安心して暮らせる町」であることが大切です。勿論、社協の本来業務の高齢者・障害者等事業の充実が必要ですが、それだけでは足りません。地域の方々が元気になるためには、町の人口減少の問題を避けては通れず、微力でも社協にできる実践が求められています。第3期地域福祉活動計画は、これまで以上に、地域の声をまちづくりに活かせるように、町の地域福祉計画と一体的に作成しました。そして、地域共生社会に向けて「安心と活躍のある福祉でまちづくり」を目標に掲げました。

第3期活動計画の実施状況

第3期計画では、既存事業の進化を目指した、活躍支援のための情報共有「ふじさとプラットフォーム：プラチナバンク事業」、藤里の暮らしを楽しむ「KASHIINAKA：藤里体験プログラム事業」、「暮らしの安心：安心安全の支援事業、お買い物ツアー事業、権利擁護事業等」、「“食”から考えるまちづくり：商品製造販売、安否確認付き配食サービス等」の、4つの事業に取り組みました。コロナ過の影響で体験プログラム（視察等）の受入れや食の事業等の実施が困難な期間がありました。一方で、生活困窮者自立支援事業や権利擁護支援事業、子育て支援事業の新たな受託など、これまでの積み上げてきた活動が制度化され、国の目指す地域共生社会の実現に沿った体制の整備が進みました。

☆計画期間中に新たに制度化や受託、実施された事業等

R3 就労的活動支援コーディネーターの配置

R4 グループホーム美里園の開設

R4 NHK 第6回「認知症とともに生きるまち大賞」受賞

R5 権利擁護センターの受託

R5 認知症地域支援事業の受託

R5 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定締結

R5 生活福祉資金特例貸付フォローアップ事務の受託

R6 子育て支援事業の受託

R6 法人後見事業の開始

④ 第 4 期 藤里町地域福祉活動計画

でらっとプランⅣ（R7～11 年度 2025～2029 年）の特徴

「安心と活躍とわくわくのある楽しいまちづくり」をめざして

計画の基本理念

藤里町社会福祉協議会では、だれ一人取り残さない地域づくりの実現に向け、「子どもから大人まで希望あふれる 10 年後の藤里町に向けた地域福祉ビジョン」を計画します。複雑多様化する福祉ニーズに対応するため、既存の事業の対象を柔軟かつ広い視野で捉え、これまでの権利擁護支援体制に加え、法人後見の開始や地域包括ケアシステムのさらなる深化、介護保険事業等の持続可能な運営に取り組み、全国的に頻発している自然災害等に対しても、我が事として業務継続計画（BCP）に取り組みます。5 年後、10 年後を見据えた地域課題の抽出から策定した第 4 期地域福祉活動計画に、町民、行政、関係機関等との連携・協働でより一緒により楽しく、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に取り組みます。

計画の重点項目

◎安心と活躍とわくわくのある

みんなが住み続けたい（暮らしやすい）まちづくり

◎安心と活躍とわくわくのある

みんなが楽しいまちづくり

- ・安心があるから楽しく暮らせるまちづくり
- ・未来へつなげる子育て支援～こどもまんなか～
- ・みんなが活躍できるために～活躍支援の居場所づくり～

具体的な計画内容

藤里町社会福祉協議会では、地域のニーズ把握を、第 3 期地域福祉活動計画策定以降の 5 年間をかけて継続してきました。「困った」とともに「地域の役に立ちたい」などの、思いや希望も含めた地域の声を計画に反映させるために、次の 3 つの作業部会をつくりました。「安心があるから楽しく暮らせるまちづくり部会」「未来につなげる子育て支援～こどもまんなか～部会」「みんなが活躍できるために～活躍支援の居場所づくり～部会」です。様々な背景を持つ作業部会員一人ひとりの観点が違い、興味深い意見がたくさん出された一方で、各部会に共通する意見が多いことにも気づかされました。これまでの暮らしとつながる自分の未来、こどもの未来、まちの未来に“安心・楽しい・便利”を増やす可能性のある部会のアイディアは、“できる・できない”で仕分けるにはもったいない、全部今後の地域づくりに活かせる可能性を探りたいと

考えました。社協の事業に活かせるアイディアは活かし、既存事業の深化を図ります。また、多分野で連携・協働することでより“安心・楽しい・便利”になるアイディアの活用方法についても5年間みんなで考えながら、藤里町に必要な地域をつくっていくことが、共生社会の実現になると考えます。そのためには、町全体のDXと協働の機会の推進が必要です。

3つの作業部会からの意見・アイディアを、社協職員で検討して、以下のよう
にまとめました。

- (1) 町に進めてほしいこと
- (2) 町全体で活用したいアイディア7分類
- (3) 楽しいまちづくりのアイディア19

今後5年間、実践と検証を重ねながら、藤里町に合った形で進めていきます。

(1) 町に進めてほしいこと

5年後、10年後も 住み続けたい（暮らしやすい）まち・安心と活躍
のあるまち・楽しいまちであるために進めてほしいこと

	推進事業案	地域福祉活動計画と 重なるビジョン	町の関連計画の 具体的なプロジェクト
1	町全体でDXの推進	・安心して暮らせる町づくり ・町民と行政が一つになって つくる町づくり	【まちづくり計画】ビジョン1 プロジェクト4 情報基盤の整備 〔1〕町の情報発信事業の整備 ビジョン6 プロジェクト12 〔2〕効率的な行財政運営：システム のクラウド化 DXの推進
2	町全体で協働の推進	・つながる、広がる 関係づくり	【まちづくり計画】ビジョン5 プロジェクト9 地域づくり 〔2〕協働のまちづくり

(2) 町全体で活用したいアイディア 7 分類

5 年後、10 年後も 住み続けたい（暮らしやすい）まち・安心と活躍のあるまち・楽しいまちであるための、地域の 3 部会からのアイディア 分類表

	アイディア分類	タイトル	5 年後の目指すまち
1	つながるきっかけづくり (共生社会・ 孤独孤立対策・ 権利擁護)	・たまりば・かたるべえや ・出張まち自慢 ・誰もがくつろげる場所	誰もがくつろげる場所 が増える
2	防災 (防災・減災)	・おらほの防災塾～ローリン グストックシステム～ ・災害ボランティア 「チーム FUJISATO」 立ち上げ	災害に強いまちになる
3	健康づくり (医食住の安心)	・ふじさとプレーパーク宣言 ・ふじさと公園クリニック (メディカルサテライト 藤里)	大自然の中で、 思いっきり遊べる 健康を保つことが できる
4	外出しやすいまちづくり (移動の安心)	・駒わりくんプラス ・夢のドライバースフリー ・ふじさと「運転」 うけおい隊	気軽にでかける ことができる
5	一人ひとりの活躍のある まち (活躍支援)	・藤里求人メニュー表 ・ご近所ヘルパー制度の設立	活躍の選択肢が増える
6	こどもまんなか (こどもまんなか)	・ふじっこ先輩の知恵袋 (そ～だんですよ！) ・ふじさと未来創造学園	子育てしやすいまち 子育ての仲間が 増えるまち 地域を好きになる、 支えたいと思う人が 増える
7	いいところ探し あるもの探し (楽しいまち)	・藤里町魅力発見プラン！ ・ふじさと「映え」 推し隊！買いたい！ ・もっと食しえ隊！ (かしえたい) ・『白神の森芸術祭』開催 ・(白神の麓の) 美しい町づくり	藤里のいいところ、 楽しいところが増える 帰りたくなるまちにな る 未来の選択肢が増える

第4期藤里町地域福祉活動計画

(3)楽しいまちづくりのアイデア19

A安心があるから楽しくらせるまちづくり部会

B未来へつなげる子育て支援～子どもまんなか～部会

Cみんなができるために～活躍支援の居場所づくり～部会

部会等	タイトル	5年後	ねらい	アイデア活用例	DX	協働したい関係機関	社協関連事業	町の諸計画との関連
1 A安心	たまりば・かたるべえや	気軽に行ける(寄れる)場所がある	・集まるきっかけづくり ・地区会館を楽しく気軽に活用 ・地域の良さに触れる ・楽しくおしゃべり ・楽しい情報収集	・サロン活動 ・趣味のサークル ・楽しい暮らしを学ぶ ・藤里ルールを学ぶ ・仕事(プラチナバンク)やご近所助け合いの情報が集まる ・夏は涼しく、冬は温かく楽しく過ごす ・はじめはモデル地区でお試し ・物々交換(野菜・こども服やおもちゃ・本など・・・) ・楽しくゴミを分別 ・季節のお祭り ・ポッチャなどのスポーツ ・ものづくり ・ごはんづくり ・キッチンカーとコラボ ・保健師さんなどの体操や講話 ・飲食店とコラボで食を楽しむ ・推し活 ・などなどカスタマイズかたるべやを開催	リユースキッチンカー	保健師 教育委員会 自治会 活動推進協議会 民生委員 保健衛生協力員 福祉員	まち自慢クラブ みんなの縁側 をと組 むつみ会 お買い物ツアー こみっと デイサービス 未知との遭遇カフェ 認知症カフェ 福祉座談会 団体活動支援 プラチナバンク 地域福祉活動計画の実施と検証	【まちづくり計画】ビジョン5 プロジェクト9 [1]コミュニティ活動の推進 ビジョン6 プロジェクト11 [1]町民のアイデアを活かす機会の拡大 [2]町民の自主的活動への支援 【健康ふじさと21】3こころの健康づくり・自殺予防 6箇の健康 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標1 ①地域における子育て支援策の充実 ②交流の促進 ③相談支援体制・情報提供体制の充実 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
2 A安心	出張まち自慢	地区で集まる機会がある		・ターゲットを絞った楽しめるイベントの企画 ・各地区の人を講師にして講座を開催(ウオーキングなど) ・お弁当注文や出前などで自由に楽しく食事		自治会 活動推進協議会 各種団体 保健師 飲食店	まち自慢クラブ 団体活動支援 介護予防(総合事業 通所C?)	
3 C活躍	誰もがくつろげる場所	誰もがくつろげる場所が増える		・各エリアで、いつでもだれでもくつろげる場所づくり ・例えば、湯の沢エリア ・だれでも楽しめる場所: 観光スポットとしてもいいところ - 川や温泉 標高の低い高山 季節のイベント(春の桜 冬のイルミネーション 旧学校などを活用してカフェやキッズスペース BBQなど)		観光協会 保健師 自治会 活動推進協議会 各種団体	まち自慢クラブ デイサービス こみっと 団体活動支援	

第4期藤里町地域福祉活動計画

(3)楽しいまちづくりのアイデア19
A安心があるから楽しくらせるまちづくり部会
B未来へつなげる子育て支援～子どもまんなか～部会
Cみんなができるために～活躍支援の居場所づくり～部会

部会等		タイトル	5年後	ねらい	アイデア活用例	DX	協働したい 関係機関	社協関連事業	町の諸計画との関連
4	A安心	おらほの防災塾～ローリ ングストックシステム～	災害に強い まち	・防災訓練に楽しく参加できる仕組みづく り	・いつもの行事に防災をプラス (町民祭、福祉大会など) ・普段の暮らしに防災をプラス ・知る、体験、講習会を繰り返し開催 (炊き出し、発電機の利用方法、防災基礎知識 など) ・災害別の避難訓練を行う (地震、河川氾濫、雪害、土砂崩れ、地区ごとの 避難経路、避難場所の確認など) ・各地区の会館を活用する ・災害マップやアプリでの情報の確認方法を学ぶ ・美味しい非常食(防災食)の試食会 ※缶詰クローワッサン、米を美味しく炊く方法など ・リヤカーや車椅子での移動体験 (砂利道や雪道なども) ※リヤカーは役場で貸し出し可 ・防災食(保存食)の昔の知恵、アイデアを募る ・ストックヤードの視察(北秋田市) ローリングストックを学ぶ	アプリ	生活環境課 自治会 活動推進協議会	日赤事業 まち自慢クラブ 避難訓練(BCP)	【まちづくり計画】ビジョン1 プロジェクト3 [1]安全・安心な町づくり 3防災対策 ビジョン5 プロジェクト9 [1]コミュニティ活動の推進 ビジョン6 プロジェクト11 [2]町民の自主的活動 への支援 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標6 ③防災対策 基本目標1 ①地域における子育て 支援策の充実 ②交流の促進 ③相談支援体制・情報提供体制の充実 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
5	A安心	災害ボランティア「チーム FUJISATO」立ち上げ	災害に強い まち	・災害対応力をアップ ・被災現場の体験を増やす ・近隣市町村での災害時には 随時ボランティア活動に参加	・災害ボランティアは、老若男女問わず活動できる ・町民有志の組織を立ち上げ、可能な範囲で近隣 市町村での災害支援活動に参加する ・活動を町の災害対策に活かす ・住宅応急処置、ライフラインの確認、避難所や ボランティアセンターの設置と運営など、 現場体験やノウハウの蓄積が必要 ・災害の実状を知る町民を増やす ・災害対応に長けた人材との関係構築も重要 ・ボランティア保険(年間500円)の補助や 資機材の購入など体制を整える ・重機やチェーンソー操作、大工仕事、屋根上作業、 電気工事などの資格や技術者の人材確保に努め る ・暮らしの経験や特技を活かす	アプリ SNS タブレット 防災無線	生活環境課 商工観光課 自治会 活動推進協議会 技能組合	ブラチナバンク 日赤 共同募金事業(地域交流事業) 社会福祉大会 こみっと感謝祭 合同研修会 団体活動支援 業務継続計画(BCP)	
6	A安心	ふじさと公園クリニック (メディカルサテライト藤 里)	健康を保つこ とができる	・出かけるのが楽しくなる ・楽しく健康づくりができる ・誰かと楽しく交流できる ・保健や医療の充実	・町の中心部に楽しい場所をつくる ・待ち時間にウォーキングなどの健康づくりが できる場所をつくる ・おとなも子どもも遊べる場所をつくる ・曜日ごとに内科、整形外科、小児科、耳鼻科、 歯科などの診療を受けることができる (オンライン診療も含む) ・パンやおにぎりなど軽食の販売をする	オンライン 診療	保健師 教育委員会 町営歯科 山下医院 商工会(商店街) 飲食店	お買い物ツアー まち自慢クラブ デイサービス こみっと 団体活動支援	【まちづくり計画】ビジョン3 プロジェクト6 [1]心身の健康管理 [2]医療の充実 ビジョン4 プロジェクト8 [1]生涯学習の充実 [4]スポーツ活動等の推進 【健康ふじさと21】2身体活動・運動 3こころの健康づくり・自殺予防 6歯の健康 7生活習慣病 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 基 本目標1 ①地域における子育て支援策の充実 ②交流の促進 ③相談支援体制・情報提供 体制の充実 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
7	B子ども	ふじさと プレーパーク 宣言	大自然の中で 思い切り遊 べるまち	・昔のようにおとなも子どもも、 外で思い切り遊ぶことができる ・藤里の大自然の中でさまざまな体験や 交流ができる	・自然の中で思いっきり遊べる環境を活かす ・遊びの達人を増やす ・暮らしの技を伝える(わらじなど) ・自由に遊べる場所をつくる。(見つける) ・プレーパーク世田谷を学びに行く ・先輩や後輩から遊びや技を学ぶ機会をつく る ・子どもがいればどこでも遊び場になる		総務課 商工観光課 教育委員会 芸術文化協会 NPO 老人クラブ	ブラチナバンク 子育て支援事業	【まちづくり計画】ビジョン3 プロジェクト6 [3]子育て支援・少子化対策 ビジョン4 プロジェクト8 [2]文化財・郷土芸能も継承・保存 [4]スポーツ活動の推進 【健康ふじさと21】3こころの健康づくり・自殺予防 2身体活動・運動 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境 の整備 基本目標4 安全・安心なまちづくりの推進 基本目標6 子ども等の安全の確保 基 本目標1 ②交流の促進 ③相談支援体制・情報提供体制の充実 【介護保険事業計画】 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】

第4期藤里町地域福祉活動計画

(3)楽しいまちづくりのアイディア19

A安心があるから楽しくらせるまちづくり部会

B未来へつなげる子育て支援～子どもまんなか～部会

Cみんなができるために～活躍支援の居場所づくり～部会

部会等		タイトル	5年後	ねらい	アイディア活用例	DX	協働したい 関係機関	社協関連事業	町の諸計画との関連
8	A安心	駒わりくん プラス	気軽に出かけ ることができる	・マイカーがなくても困らない。 ・病院や買い物、好きな活動など、出か けたい時に、行きたい場所に行くことが できる ・藤里に合った移動の仕組みができる	・乗合タクシー（駒わりくん）を気軽に利用してみる ・駒わりくんの進化 ・希望に合わせて利用できる移動手段を増やす ・運賃の負担が軽い仕組み ・登録制（年会費）で保険に入る ・乗るごとにポイントが付き、お買い物券などと 交換できて出かける楽しみが増える	アプリ	総務課 対象地域拡大 商工会（商店街） ポイント制	お買い物ツアー 移送サービス	【まちづくり計画】ビジョン1 プロジェクト1 【4】公共交通の運行 【健康ふじさと21】3こころの健康づくり・自殺予防 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり 【障害者計画】【障害者（児）福祉計画】 【自殺対策計画】
9	A安心	夢のドライバーズフリー	気軽に出かけ ることができる	・完全自動運転で安心安全に移動ができ る ・自由に気兼ねなく外出を楽しむことが できる	・町内どこへでも無人自動車で移動ができる ・交通量が少ない藤里町では、人間よりも安全に 移動ができる!! ・複数台が町内を巡回。アプリ予約で最短時間で 到着できる車両を指定場所まで向かわせる （AI乗り合い運行）	アプリ	総務課 NPO 町内サービス事 業所等送迎機能	各事業の送迎活用 乗り合い お買い物ツアー 移送サービス	
10	B子ども	ふじさと「運転」うけおい 隊	気軽に出かけ ることができる	町の交通手段を確保するため、運転手 の確保と仕組みを考える ◎未来の藤里は、移動手段を気にしなく ても住み続けられるよ！	・移動支援で活躍する人を増やす ・安全運転技能講習修了者を増やす ・各地区、各団体等で車を用意し、運転を請け負う	アプリ	総務課 NPO 自治会	ブラチナバンク	
11	C活躍	選べる藤里求人メニュー 表	活躍の選択肢 が増える	・働きたい人と仕事をしてほしい人をつな ぐ ・一人ひとりの活躍を応援	・町内での求人情報や働きたい人の情報を集め、 マッチングを行う ・集めた情報を分かりやすく発信する ・自宅でもできる仕事など、色々な仕事を見つける ・情報がより多くの人に届くように、求人メニュー表 の作成や、クリアファイルでのPR、LINE、 防災無線、公用車のスピーカー、専用タブレット などを活用する ・双方の申込みと内容確認を簡素化する ・紹介制でブラチナバンク会員を増やす	アプリ SNS タブレット 防災無線	NPO 生活環境課 商工観光課 総務課	ブラチナバンク	【まちづくり計画】ビジョン3 プロジェクト6 【4】福祉の充実 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり。高齢者 が地域活動の担い手になることは、地域づくりの観点でも重要。高齢者の知識や経験を活か した社会参加を促進する。 【障害者計画】【障害者（児）福祉計画】 【自殺対策計画】
12	A安心	ご近所ヘルパー制度の 設立	互助 共助の しくみが増え る	・ご近所さんや親戚などの、“お互い様の 支え合い”を活用して、暮らしの不安や 不便を軽減できる	・ご近所さんや親戚などが担っている“ちょっとし た お手伝い”を、お互い様の支え合い活動として、 ポイント制にする ・ポイントはお買い物券や町内の商品などと交換 できる ・お互い様の関係性を、暮らしの安心として活か す ・活動ポイント制に、地域の行事や商品等、 あるものを活かす ・町民全員の参加や学びのきっかけをつくる	ポイント制	老人クラブ ボランティア 各種団体 自治会 活動推進協議会	トータルケア推進事業（ネットワーク活 動） 安心安全の支援事業 総合事業 軽度生活援助事業 生活管理指導員派遣事業 認知症サポーター等養成事業 障がい者等サポートボランティア育成事 業 子育て支援事業 ブラチナバンク ボランティア活動の活性化 団体活動支援 こみっと（研修センター）	
13	B子ども	ふじっこ先輩の知恵袋 （そ～だんですよ！）	子育てしやすい まち 子育ての仲間 が増えるまち	・安心して子育てができる ・藤里町が誰にとっても子育てしやすい なって、新しい仲間も増える ・子ども達も子育てしやすい町に！	・新米パパママ、移住希望者などの「ちょっと分か らない」に応える仕組み ・先輩パパママの経験談を発信 ・チャットでの質問、相談対応 ・希望者には先輩パパママを紹介する ・子育てQ&Aアプリ ・ネットでの専門相談（医師、保健師など）	チャット アプリ “母 子モ”の活 用 HP	保健師 教育委員会 NPO	子育て支援事業 ブラチナバンク 専門相談所 総合相談体制整備事業	【まちづくり計画】ビジョン1 プロジェクト4 【1】町の情報発信事業の整備 ビジョン3 プロジェ クト6 【3】子育て支援・少子化対策 ビジョン5 プロジェクト10 【3】移住者・定住者の生活支援 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標1 ①地域における子育て支援策の充実 ②交流の 促進 ③相談支援体制・情報提供体制の充実 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり。高齢者 が地域活動の担い手になることは、地域づくりの観点でも重要。高齢者の知識や経験を活か した社会参加を促進する。 【障害者計画】【障害者（児）福祉計画】 【自殺対策計画】
14	B子ども	ふじさと未来 創造学園	地域を好きに なる人、支え たいと思う人 が増える	・子どもたちが藤里町に「必要なモノ」を 考える。それを、地域の人と一緒に作り 上げることで、愛着と協働の大切さを学 ぶ ・子どもたちの生の声を活かす ・地域ぐるみの福祉教育で、町や福祉に 関心をもってもらう	・地域づくりとして学園生徒たちと話し合う機会を つくる ・必要と思うモノを地域の人たちと作り上げて いく。（例：まちなかに公園、ベンチ、 音楽スタジオ、絵画アトリエなど） ・子どもたちが社協スタッフ“ふじっ子活動専門員” として、長期休みなどに実際の活動や会議に 参加する ・子どもたちの意見を直接もらう機会を増やす		教育委員会 藤里学園（卒業生 も） 民生児童委員 まちづくり学 NPO	福祉教育 まち自慢クラブ 未知との遭遇カフェ ブラチナバンク こみっと	

第4期藤里町地域福祉活動計画

(3)楽しいまちづくりのアイデア19

A安心があるから楽しくらせるまちづくり部会

B未来へつなげる子育て支援～子どもまんなか～部会

Cみんなができるために～活躍支援の居場所づくり～部会

部会等	タイトル	5年後	ねらい	アイデア活用例	DX	協働したい 関係機関	社協関連事業	町の諸計画との関連
15	C活躍 藤里町魅力発見プラン！	藤里のいいところ 楽しいところが増える	・藤里町の魅力を、町内外へ発信し活気づける ・観光客を増やす	・地区ごとにお出かけモデルプランを考えて、魅力を発信する ・藤里町アビール動画としてSNSで発信する ・モデルコース① 「サイクリングプラン at湯の沢エリア」 素波里園地→森のえき ラムクレ井でランチ →滝めぐり→温泉、カフェタイム ・町内のビューポイントを募集し、町内外へ発信する	SNS	観光協会 NPO 商工観光課 教育委員会 藤里学園 まちづくり学	まち自慢クラブ 未知との遭遇カフェ 各種事業であるもの探し	
16	B子ども ふじさとの「映え」推し 隊！ 買いたい！	藤里のいいところ 楽しいところが増える	・子どもおとなもDX力で藤里町の魅力を発見	・「映えスポット」探し ・「映え」写真の撮影、投稿、閲覧、購入 ・藤里のいいところ(キレイ・楽しい・場所や人等)を子どもおとなも撮影、投稿 ・投稿写真はいつでもだれでも簡単に閲覧や購入ができる ・撮影者には、藤里通貨やポイントが貰え、町内で活用できる	SNS アプリ ポイント制	観光協会 商工会 NPO 商工観光課 教育委員会 藤里学園 まちづくり学	まち自慢クラブ 未知との遭遇カフェ 各種事業であるもの探し 社協だよりの発行 福祉教育	【まちづくり計画】ビジョン2 プロジェクト5 [1]観光業:2環境の整備 4地域資源を活用した特産品の振興 ビジョン5 プロジェクト10 [4]藤里暮らしの再発見 【介護保険事業計画】 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
17	B子ども もつと食しえ隊！（かしえ たい）	帰りたくなるまち 食を楽しむまち	・「食の安心」「食の記憶」(美味しさ、楽しさ)で、ふるさとへの思いを育む ・「あの味」「故郷の思い出」元気に育った「藤里っ子」が帰って来る	・藤里の食材を活かした食事を提供 ・まちなか(かもや堂、三世代等)で「うどん」や「おにぎり」を販売 ・子どもの長期休みは、配達する ・フードカーで、各地区でも提供 ・学校帰りや休日などに、中心部(かもや堂、三世代)で藤里産米で作った「おにぎり」と「こみっとうどん」を低価格(2個で200～300円)で提供する。 ・高校生には、「おにぎり弁当」 ・誰でも作れる「おにぎり」で世代間交流も行う ・おにぎりの作り方講座		教育委員会 給食センター 藤里学園 学童 総務課 フードカー 町民課 商工観光課 商工会 観光協会 協力隊 NPO 飲食店	活躍支援事業 (藤里の食材を活かした製品の製造販売 FUJISATO Good Deli等) お食事処こみっと 共同募金事業 (地域交流事業:「食」を活かした交流こみっと感謝祭) 食でつながる新たな世代間交流事業 子育て支援事業 配食サービス プラチナバンク	【まちづくり計画】ビジョン3 プロジェクト6 [3]子育て支援・少子化対策 ビジョン5 プロジェクト9 [2]協働のまちづくり 【健康ふじさと21】1栄養・食生活 5アルコール 6歯の健康 7生活習慣病 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標1 ①地域における子育て支援策の充実 ②交流の促進 基本目標2 ②食育の推進 【介護保険事業計画】住み慣れた地域で生きがいと安心して暮らせる地域社会づくり高齢者が地域活動の担い手になることは、地域づくりの観点でも重要。高齢者の知識や経験を活かした社会参加を促進する。 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
18	B子ども 『白神の森芸術祭』開催	未来の選択肢が増える	・様々な「本物」と触れ合うことで子どもの表現力や感受性を伸ばす ・様々な選択肢を持った子どもが育つ ・藤里町から各界で活躍できる人が増える かも	・美術、音楽、アート、芸能など、各界で活躍する方々と町民で様々な作品を完成させる ・芸術祭の開催 ・子どもの作品を町内のあちこちに展示する		観光協会 教育委員会 生涯学習 藤里学園 芸術文化団体 商工観光課 NPO 各種団体	共同募金事業 社会福祉大会 福祉教育	【まちづくり計画】ビジョン4 プロジェクト7 [1]学校教育の充実 ビジョン4 プロジェクト8 [3]学術文化活動の充実 【子ども・子育て支援事業計画】基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 基本目標1 ①地域における子育て支援策の充実 【介護保険事業計画】 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】
19	A安心 B子ども C活躍 (白神の麓の?)美しい 町づくり	藤里のいいところ 楽しいところが増える	・景観を保つことで、住み心地よくいつまでも美しい藤里町にしたい。	・町の景観を保つ ・住んでいて気持ちよく、花やイルミネーションで明るく、楽しい町にする ・景観を保つために、定期的に皆で手入れ等を行なう		観光協会 商工観光課 NPO 自治会 活動推進協議会 老人クラブ 各種団体	プラチナバンク 団体活動支援 福祉教育 未知との遭遇カフェ 認知症カフェ チームオレンジ	【まちづくり計画】ビジョン1 プロジェクト2 [4]土地・環境の保全 【介護保険事業計画】 【障害者計画】【障害者(児)福祉計画】 【自殺対策計画】

作業部会及び地域からの声

☆ “安心編”

大人も高齢者も
アプリもあれば便利。

アプリの体験や学びの場が
あればいいな。

狭い町なので、
人の目が気になる。

匿名での相談ができれば
相談したいことが色々ある

定期受診は町内で
できればいいな。
色んな診療科が
あればいいな。

病院の色々な検査が辛い。
必要なのはわかるが・・・

入退院セットの購入が
いつでもできれば安心

家族の介護等で外出の機会が減った。
たまには外に出た方がいいよと娘に言
われている。

高齢者に限らず、具合が
悪くなった時などに安心
があればいいな。

藤里では年代問わず
移動の手段が重要。

今は病院まで運転できるが、
この先が不安。

ゴミの分別が、環境にも良く、交流
の機会にもなっている例がある。
マネできる所はマネしたい。

駒わりくんのない日の
外出が不便。

耳が聞こえにくくて、不便
を感じている人は多い。

地区の公民館に行くのも
移動が容易でない。

障がいを持つ子どもについて、
親が亡くなった後が心配。

子どもの安全はとても気になる。

他市町村と交流したり、
情報交換する場があれば
楽しいのでは？

認知症になっても、
活躍できる場所があればいい

救急搬送後の帰りの移動手段
に困る。タクシー代など負担
が大きいので不安。
補助があればいいな。

目の治療（手術など）の時に、
一時的に移動に困ることがある。
利用できるサービスがあればいいな。

画面で診療ができ、
町内で薬がもらえるとい

家でも機能訓練（リハビリ）が
できればいいな。

小さいことでも誰かの役に
立ち、コソコソポイントに
なると楽しい。

防災の講座は毎月やってほしい。

人生にワクワクドキドキ
は大切。〇〇大会やゲー
ムなどの勝負事は元気が
出てくる。

☆ “こどもまんなか編”

利用がすぐできる病児保育があったらいいな。

学校以外でも「ちょっと分からない」ことを教えてもらえるような支援があればありがたい。

子育ては大変だったが、その経験は「宝物」。
今度は楽しい子育てを応援したい。

子育ての環境として自然は最高でのびのびできる反面、危険（熊、けが）もある。

都会では簡単にできないことが、藤里には「探せば」ある。

高校生になったら子どもの送迎や弁当づくりが大変になった。

若者が集まりたくなる場所があればいいな。

退職された先生たちに協力してもらえたら心強い。

子育てに親の心の余裕は大事。

先輩パパに相談した。

子どもの遊び場がほしい。

親子料理教室があればいいな。

物を与えられすぎて、想像力が乏しくなるのでは？

自然の中であえて「不便さ」を感じる体験も面白い。

サービス等、「あるのに使
えていないもの」が沢山
あるのでは？

ネットなどで気軽に情報収集、
申込など、利用のしやすさが
あればいいな。

スポーツや芸術や文化等
の世代を超えた交流やつ
ながりで礼儀を学ぶ。
大人になってもつながり
が続く。

藤里町に育ててもらった。
自分がしてもらったことや経験
できたことを、子どもにもやっ
てあげたい。（禁止されている川
遊びなども・・・）

短時間でも子どもをみて
もらえるとリフレッシュ
できた。

つながりは大事だね。

小さい時から「楽しく」
学べる・経験ができる場
があればいいな。

スポーツ用品や育児用品などの
リユースの仕組みがあればいいな。

首都圏の町出身の方に
藤里の味を提供する
場があればいいな。

☆ “活躍編”

活動したい思いはあるが、町の中の“誰が、いつ、どこで、どう困っている、どんな人を必要としているのか”がわからない。

きっかけをつくる“窓”は大切。

関わることで興味がわき、その繰り返しでまちが元気になっていくのでは？

商品や食堂をもっと宣伝した方が良いのでは？
もったいない・・・

やっぱり温泉に入りたい。

団塊世代は、生活にゆとりもできて何かを体験したい、挑戦したいと思っている人も多い。

現実問題、暮らしていける収入が必要。

プラチナバンクで草取りに数人で行ったとき、仕事ではあるがみんなで笑いながら働くことができたことがとてもよかった。

免許を返納しても、足を確保できるようにしたい。

仕事をしたい全員に情報が届くことが大事。

“あの人の話を聞きたい”
まち自慢講座の講師に推薦したい人がいる。

町を出た人が、誇りをもてる町でありたい。

町民に情報を届けるためには、何のSNSを利用して
いるのか知ることが大事。

若い人たちの希望も取り入れたい。

高校生や大学生など学生にも
活躍してもらいたい。

町全体を一つの企業と考えたら、一人
ひとりがどんな役割で、企業を良くし
ていくのかわくわくできる？

移住、Uターンなど新しい人の
意見は大事。気づきになる。

藤里にも山菜採りツアーがあれば
うれしい。

障がいがあっても楽しみがほし
い。コロナ前は地域の行事
（運動会など）にも参加して
いたが、その機会が少ない。
ゴミ拾いなど地域との関わりの
機会を持ちたい。

利用者の方が休日（土日）を楽しく
過ごせるといいな。

人生 100 年時代に生き抜く
力、考え抜く力を蓄えて、
藤里力が高まる。

自然が豊かだが「あたりまえ」すぎて
気づかないこともたくさんある。

消防団も地域のつながりと
して大きな役割がある。

昔からの知恵、味、郷土料理を
なくしたくない。

1カ所でやるには難しく
ても、分業することで、
無理せず、楽しくできる

“なんこ、なた漬け、ミズのがっこ、
ミズたたき”は？自分が好きで食べたい。

子どものアイディアが町の
活性化に結びついたら、
“やりがいと愛”を感じた
子ども達が、また帰ってく

うちの地区のいいところ
いっぱいあるよ。遊びに来て。
きりたんぽづくり、カーリング、
輪投げ、川・山歩き、春の匂い、
春先の枝の霜のキラキラ。
注：熊・猪出没。

第1期～第4期でらっとプラン主な事業の展開

分類	事業名	第1期（H21～25）	第2期（H26～31）	第3期（R2～6）	第4期（R7～11）DX×協働×事業
安心	お知らせサービス （きめ細やかな情報の提供）	町外の家族へ福祉の情報を届けた	対象者がぼやけて見直しが必要に	情報弱者（視聴覚障がい含）支援の必要性 情報発信力が弱い デジタル技術の活用を検討	アイディア分類1～7
	もっと配食サービス （毎日利用できる）		週5回誰でも利用できる	子どもの食の安心事業受託 食を活かした交流事業 （食堂・キッシュ等製造販売・こみっと感謝祭等）	アイディア分類1：つながるきっかけづくり アイディア分類2：防災 アイディア分類3：健康づくり アイディア分類7：いいところ探しあるもの探し
	“食” から考えるまちづくり				
	お試しシェアハウス （一緒に楽しく元気に暮らす）		交流拠点の検討 ぶなっち？くまげら館？	ぶなっちの多機能化構想進まず グループホーム美里園運営開始	アイディア分類1：つながるきっかけづくり ぶなっち等既存建物の多機能化の検討
	24時間安心電話 （夜間や緊急時の対応ができる体制）		総合相談体制整備 24時間ヘルパー 安心安全の支援事業	総合相談体制整備 24時間ヘルパー 安心安全の支援事業 権利擁護センター 法人後見	アイディア分類1～7 安心安全の支援事業対象者の拡大
	暮らしの安心				
こども	子育て支援事業 （地域ぐるみの子育て支援事業）	チャイルドシート等の貸出			
	子育て世代の応援 （一次的に保育が困難な家庭等への支援）		チャイルドシート等の貸出品目の追加 こみっとでの活躍（キャリアアップ等）支援	チャイルドシート等の貸出 若者（子育て）世代の活躍支援 （キャリアアップ等） 子育て支援事業の受託 （相談、情報提供・食・家事支援）	アイディア分類6：こどもまんなか 子育て支援事業
活躍	集いの日事業 （情報の共有や仲間づくりの促進）	元気の源さんクラブ 出張元気の源さんクラブ みんなの縁側 むつみ会 こみっと 団体活動支援	まち自慢クラブ をとこ組 お買い物ツアー みんなの縁側 むつみ会 こみっと 団体活動支援	まち自慢クラブ をとこ組 お買い物ツアー みんなの縁側 むつみ会 こみっと 地域活動支援センター 団体活動支援 合同研修 社会福祉大会 福祉座談会	アイディア分類1：つながるきっかけづくり アイディア分類4：外出しやすいまちづくり
	通訳事業（楽しい会話のお手伝い）	良い事業だと思ったが不評だった		対話支援機器コミュニケーションの導入	アイディア分類1：つながるきっかけづくり
	福祉大学の設置 （体験型学習の受入で町の活性化に）	介護職員初任者研修	こみっと・くまげら館で通年事業化 福祉の専門職を目指す実習生の受入	こみっと・くまげら館で通年事業化 （研修センター） 福祉の専門職を目指す実習生の受入	アイディア分類7：いいところ探しあるもの探し
	おらほの町自慢ガイドの育成 （来客との交流の機会をつくる）			まち自慢クラブ プラチナバンクの活躍 藤里体験プログラム	
	KASHIINAKA（貸し田舎）				
	トゥモローワーク （藤里版ハローワーク）		シルバーバンク・こみっとバンクを一体化 →全世代活躍支援型プラチナバンクへ	活躍支援 プラチナバンク	アイディア分類5：一人ひとり活躍のあるまち 活躍支援 プラチナバンク
	ふじさとプラットホーム （藤里求人揭示場）				

藤里町社会福祉協議会事業一覧

【法人運営部門】

- ◎理事会の開催
- ◎評議員会の開催
- ◎監事会の開催
- ◎定款及び諸規程の見直し
- ◎役員研修の実施
- ◎適正な担当者の配置
- ◎外部監査の実施
- ◎社協会員加入促進
- ◎第三者委員会の開催
- ◎介護及び障がい分野の事業所内研修の実施
- ◎人事考課制度の実施
- ◎職員の資格取得研修助成
- ◎就業規則等の見直し
- ◎社会保険労務士への委託
- ◎所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う
法務に関する業務
- ◎役員研修の充実
- ◎地域の福祉ニーズの把握（報告・連絡・相談
用紙の活用）
- ◎福祉事業の効果・評価
- ◎「社協発展・強化計画」策定の是非の検討
- ◎法人としての災害時対応と業務継続計画
（BCP）の推進
- ◎広報「社協だより」の発行
- ◎藤里町社会福祉大会の開催
- ◎福祉座談会の開催
- ◎福祉教育校の指定
- ◎福祉教育の推進
- ◎ホームページ等での情報発信
- ◎藤里体験プログラムの作成と発信
- ◎社協事業プロジェクト会議

【地域福祉活動推進部門】

- ◎在宅障がい者等の状況調査
- ◎安心安全体制整備事業に関する意識調査の継続
- ◎福祉座談会の開催
- ◎地域福祉計画及び地域福祉活動計画の評価・
見直し・策定
- ◎地域生活課題を踏まえた政策提言等のソーシャル
アクション
- ◎小地域ネットワーク活動の推進・（活躍）支援
- ◎生活支援コーディネーター及び就労的活動
支援コーディネーター、子育て支援コーデ
ィネーターの配置
- ◎地域包括支援センター・地域活動支援センター・
トータルケア推進事業（CSW）等と連携し、
一体的な生活支援体制を整備
- ◎まち自慢クラブ事業の実施
- ◎家族介護支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
・専門相談所の開設
・弁護士への法律相談対応の業務委託
- ◎福祉用具・住宅改修支援事業

- ◎認知症サポーター等養成事業
- ◎認知症地域支援事業（認知症カフェの運営）
- ◎安心・活躍 DAY 試行事業
- ◎未知との遭遇カフェ検討事業
（全世代参加型の活躍支援検討会議）
- ◎地域交流カフェの試行事業
（全世代参加型の活躍支援事業）
- ◎安心・安全の支援事業
- ◎食でつながる新たな世代間交流事業の検討
- ◎活躍支援の拠点づくりプロジェクト
・仕事づくりの拠点の受託運営
・白神まいたけキッシュ、こみっとうどん、
FUJISATO Good Deli 等の販売促進
根っこビジネスの促進、新商品の開発、
山菜ランチ、お食事処こみっこの運営
⇒プラチナバンク等の活用、「食」を
活かした交流
- ・地域の団体、ボランティア等の活躍支援
- ・「こみっと」機能の機能の効率的な運営
- ◎研修センター開設
（職業体験プログラムの充実）
- ◎藤里方式による活躍支援実践講座開設の検討
- ◎藤里体験プログラムの充実
・おもてなし部隊による受け入れ体制の強化
・藤里体験プログラムの内容の充実
- ◎団体活動の育成・支援
・老人クラブ連合会
・身体障がい者協会
・手をつなぐ育成会
・遺族会
・ボランティア団体連絡協議会
- ◎各団体等の合同研修・情報交流事業
- ◎むつみ会交流会事業
- ◎在宅介護者の集い事業
- ◎知的障がい者家族交流事業
- ◎をとこ組事業
- ◎まち自慢クラブ事業
- ◎子育て世代支援事業 ⇒子育て支援コーデ
ィネーターの配置（食の安心事業・ヘルパー派遣）
- ◎お買い物ツアー事業
- ◎生活管理指導員派遣事業
- ◎軽度生活援助事業
- ◎プラチナバンク事業 ⇒就労的活動支援コーデ
ィネーターの配置
- ◎ボランティアセンターの運営
- ◎おもてなし部隊の設置
- ◎障がい者等サポートボランティア育成事業
- ◎ボランティア活動の活性化
- ◎災害ボランティアセンターの運営等
- ◎地域福祉財源の造成、助成事業の実施
- ◎共同募金委員会と連携した共同募金・
歳末たすけあい運動の実施等

【相談支援・権利擁護部門】

- ◎総合相談体制の構築（早期発見・早期対応システムにより活躍支援に繋げる）
- ・子ども、子育て世帯の実態把握、ニーズの早期発見・早期対応
- ・地域の福祉ニーズの早期発見・早期対応
- ・高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の早期発見・早期対応
- ・苦情処理体制の整備
- ◎生活困窮者自立支援事業受託運営
- ・自立相談支援事業（伴走型支援事業）
- ・就労訓練事業
- ・家計改善支援事業（金銭等管理支援事業）
- ◎地域包括支援センター受託運営
- ・地域ケア会議の開催
- ・ケアマネジメント機能の強化支援
- ・ケアマネジメントリーダー活動支援事業の実施
- ◎地域活動支援センター受託運営
- ◎コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置
- ◎障がい者虐待防止センターの受託運営
- ◎指定相談支援事業所の運営
- ◎自立生活援助事業所の運営
- ◎居宅介護支援（ケアマネ）事業所の運営
- ◎日常生活自立支援事業の受託
- ◎権利擁護センター事業の受託
- ◎法人後見事業
- ◎生活福祉資金貸付事業
- ・コロナ特例貸付におけるフォローアップ支援等事務受託
- ◎たすけあい資金貸付事業
- ◎安心・安全の支援事業
- ・子どもがまんなかで、子どもから高齢者まで誰もが集い活躍できる場の検討
- ◎トータルケア推進事業（ネットワーク活動事業）の充実
- ・トータルケア推進連絡協議会の開催
- ・福祉員研修の実施
- ・民生児童委員協議会との連携

【介護・生活支援サービス部門】

- ◎グループホーム美里園の運営
- ◎デイサービス事業所の受託運営
- ◎ヘルパー事業所の運営
- ・生活支援ハウス「ぶなっち」の受託運営
- ◎福祉の拠点「こみっと」及び「くまげら館」の運営
- ◎障がい者総合支援事業
- ・就労継続支援B型事業
- ・自立訓練（生活訓練）事業
- ・自立訓練（生活訓練宿泊型）事業
- ◎移送サービス事業の受託運営
- ◎介護予防・日常生活支援総合事業受託運営
- ◎訪問型サービス
- ・訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービスAの検討
- ◎通所介護サービス
- ◎その他の生活支援サービス
- ・栄養改善を目的とした安否確認付き配食サービス
- ・定期的な安否確認及び緊急時の対応
- ・必要に応じて誰もが利用可能な配食サービス
- ・暮らしに食の楽しみをもてる配食サービスの検討、試行
- ◎介護予防マネジメント
- ◎一般介護予防事業

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の周知徹底

町民一人ひとりが地域における支え合いの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、「広報ふじさと」・「社協だより」やホームページをはじめ、各種行事やイベント等あらゆる機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知徹底を図ります。

第2節 計画の推進体制

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

（１）地域・住民・ボランティアの役割

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民自身です。町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として大切です。そのために、地域での声かけやあいさつ、見守りなどの日常的な近隣同士の交流をはじめとして地域行事やボランティア活動に積極的に参加していくことが求められています。

（２）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である「社会福祉法」において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための組織です。

そのため、町と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において町民や各種団体、関係機関、町との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。そこで、社会福祉協議会では、今後、誰がどのように取り組みを進めていくか、地域住民、ボランティア、その他の団体を交え地区座談会等を行い、地域福祉推進の先導役を果たしていきます。

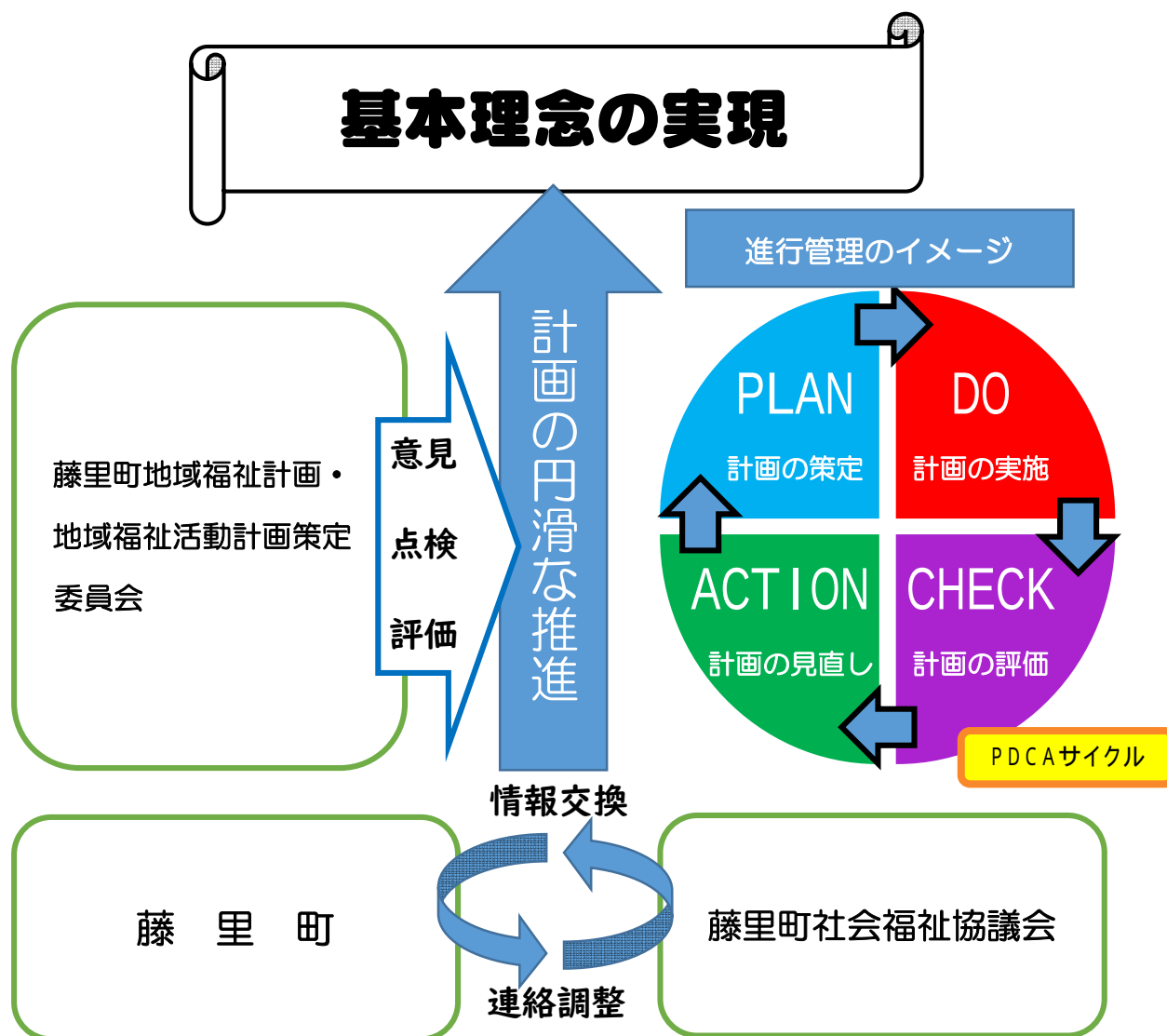
（３）町（行政）の役割

町は、町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援するため、町内会等自治組織、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉団体、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

第3節 計画の進行管理、評価

本計画の進捗管理については、定期的に進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等の協議を行うとともに、庁内関係部局と連携を図り、執行状況や推進上の問題点を的確に把握する等、計画の円滑な推進に努めます。

また、「藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を計画の進捗管理及び検証を担う組織として位置付け、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価したり、新しい取り組みについて、意見をお聞きする場としていきます。



資料編

1. 計画の策定体制

(1) 住民参加の策定体制

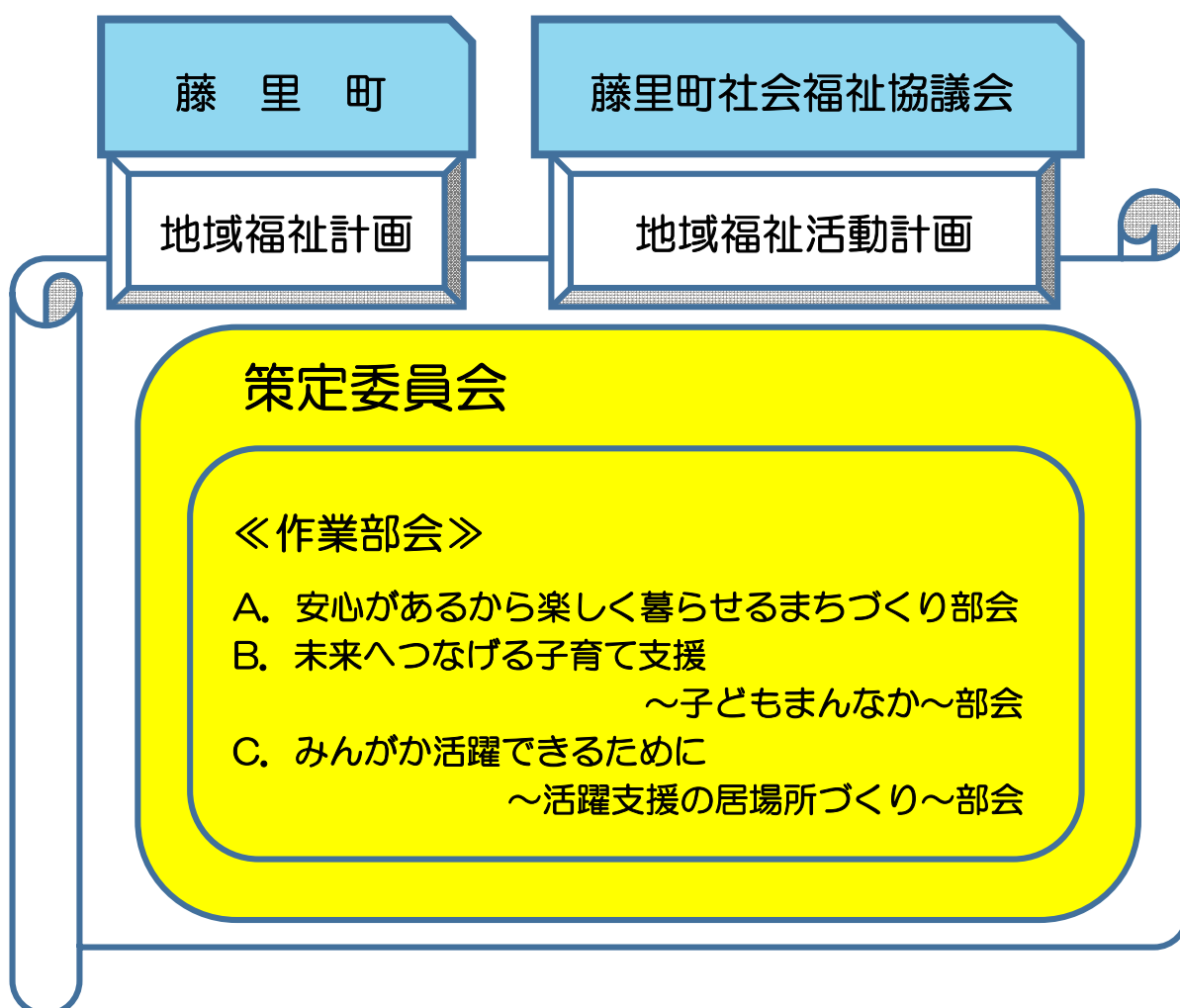
① 藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

計画策定にあたっては、町内の医療関係者、社会福祉施設関係者、民生児童委員関係者、老人クラブ関係者、地域福祉活動団体等の関係者、有識者等の意見を反映させるため、「藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」設置し、地域福祉に関わる方々や地域住民の目線による計画になるよう努めました。

② 藤里町社会福祉協議会主催の住民参加の協議

計画の策定に住民の意見を反映させる目的として、「安心があるから楽しく暮らせるまちづくり部会」「未来へつなげる子育て支援～子どもまんなか～部会」「みんなが活躍できるために～活躍支援の居場所づくり～部会」の3部会からなる策定作業部会を開催し話し合いました。地域福祉活動計画については今回が第4期目の計画策定となることから、第3期策定時の策定委員も含め、町内の福祉関係団体や子育て世代、移住者や行政等のあらゆるジャンルの住民に作業部会員として参加していただきました。

③ 策定体制図



(2) 藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

①策定委員

No.	氏 名	所 属	備 考
1	前 川 秀 次 郎	藤里町営歯科診療所 歯科医師	
2	門 田 真	藤里町社会福祉協議会 事務局長	委 員 長
3	市 川 寿 人	障害者支援施設 虹のいえ 施設長	
4	村 上 訓	特別養護老人ホーム「藤里」 施設長	
5	桐 越 博 樹	藤里町民生児童委員協議会 会長	
6	菊 地 誠 一	藤里町老人クラブ連合会 会長	
7	袴 田 俊 英	心といのちを考える会 会長	副 委 員 長
8	山 田 昭 一	藤里町身体障害者協会 会長	
9	佐 藤 秋 廣	藤里町手をつなぐ育成会 会長	
10	工 藤 徳 伴	藤里警察官駐在所 所長	
11	細 田 孝 広	藤里町町民課 課長	
12	明 石 雄 吾	藤里町教育委員会 教育次長	

②作業部会委員

◆ 藤里町社会福祉協議会 ◆

A 安心があるから楽しく暮らせるまちづくり部会

担当：◎細田加奈子 菊地麻留子 淡路妙子

氏 名			備 考	氏 名			備 考
1	浅 利 恵 子			6	夏 井 晋 也		
2	安 保 朝 子	副部長		7	成 田 清 子		
3	石 岡 敏 彦	部 長		8	新 川 泰 道		
4	小 森 由香子			9	堀 井 香保子		
5	齋 藤 時 子						

B 未来へつなげる子育て支援 ～こどもまんなか～部会

担当：◎菊地弘章 市川智子 夏井沙耶佳

氏 名			備 考	氏 名			備 考
1	伊 藤 謙 吾	副部長		5	舘 岡 夏 美		
2	小 森 正 之			6	藤 原 弘 章		
3	齋 藤 尚 子			7	水 戸 一 美		
4	佐 藤 仁 美			8	村 岡 信 裕	部 長	

C みんなが活躍できるように ～活躍支援の居場所づくり～部会

担当：◎佐藤咲起子 細田直子 林優衣

氏 名			備 考	氏 名			備 考
1	加 藤 康 代			5	福 司 朝 子		
2	齋 藤 猛 満	部 長		6	細 川 勝	副部長	
3	佐々木 田鶴子	部長代行		7	宮 野 洋 平		
4	徳 廣 真理恵			8	山 田 幸 喜		

※あいうえお順

④事務局

所 属	役 職	氏 名
藤里町社会福祉協議会	総務部門長	加 藤 静
藤 里 町	町民課町民福祉係長	石 岡 敏 彦

(3) 計画策定の経過

R6.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
5 ／ 31 第1回藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	6 ／ 26 藤里町地域福祉活動計画策定作業部会全体会 A・C部会 第1回作業部会	7 ／ 12 B部会 第2回作業部会 7 ／ 18 A部会 第2回作業部会 7 ／ 19 C部会 第2回作業部会	8 ／ 5 B部会 第3回作業部会 8 ／ 21 A部会 第3回作業部会 8 ／ 30 C部会 第3回作業部会	9 ／ 11 A部会 第4回作業部会 9 ／ 12 B部会 第4回作業部会 9 ／ 20 C部会 第4回作業部会 9 ／ 25 B部会 第5回作業部会 9 ／ 27 A部会 第5回作業部会 (地域福祉計画の素案検討)	10 ／ 4 C部会 第5回作業部会 福祉関係計画の内容確認 A・C作業部会の意見取りまとめ (地域福祉活動計画の素案検討)	(地域福祉計画の素案作成)



12月	R7.1月	2月	3月
	1 ／ 31 福祉座談会（矢坂地区） （地域福祉活動計画の素案作成）	2 ／ 3 福祉座談会（大沢地区・藤琴地区） 2 ／ 4 福祉座談会（粕毛地区・米田地区） 2 ／ 6 福祉座談会（中通地区・北部地区） 町へ社協の地域福祉活動計画案を提出	3 ／ 28 藤里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催 役場内関係部署との打ち合わせ



(4) 計画策定の様子



R6.6月 作業部会全体会



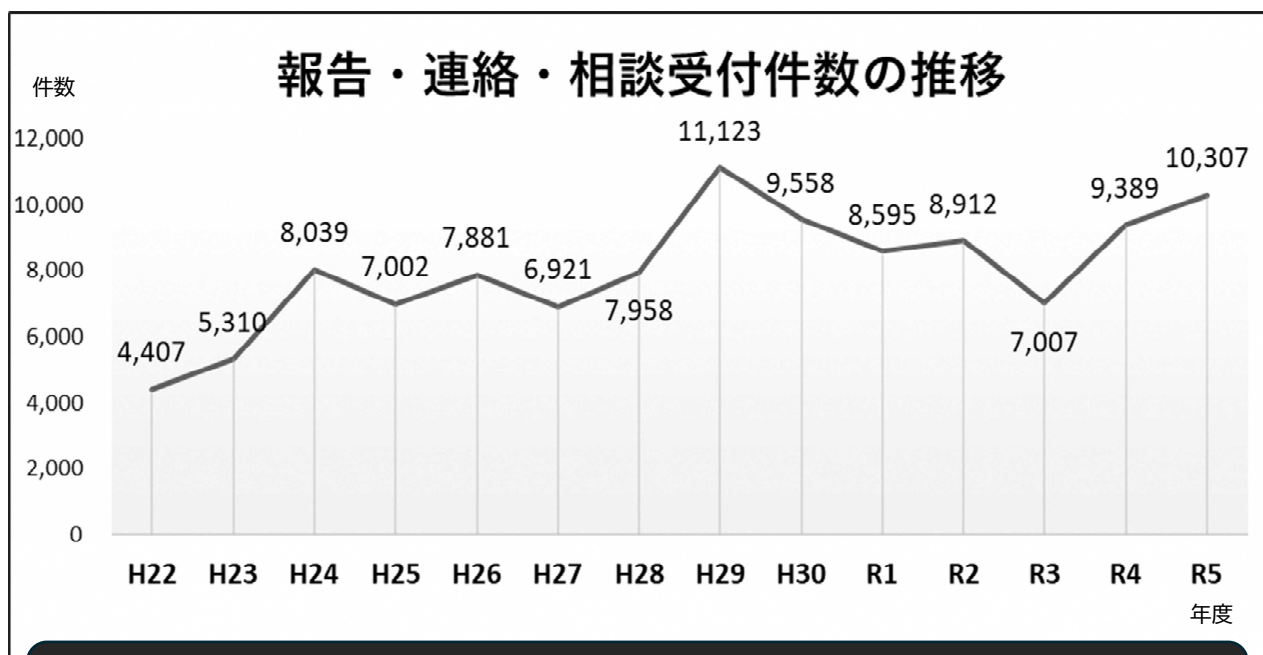
R6.6月 ABC作業部会



A 安心と楽しく作業部会



B こどもまんなか作業部会



「報告・連絡・相談受付書」の活用による福祉ニーズ把握



C活躍支援作業部会



社会福祉大会「おらほの魅力☆再発見」



「体験型」こみっと感謝祭



こみっと感謝祭「こども店長」



未知との遭遇カフェ



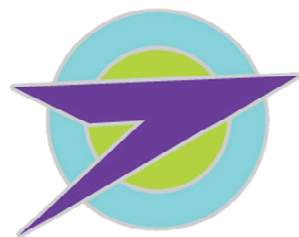
7地区での福祉座談会

2. 用語解説

アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。また、公的機関等が受け身になるのではなく、地域に出向き、講座や住民座談会等を開催し、地域の課題やニーズの発見に積極的に取り組むこと。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行う。
子どもの貧困	日本における「子どもの貧困」とは「相対的貧困」のことを指します。 相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指します。 こういった子どもたちは、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。
社会的養育推進計画	何らかの理由で、家庭で養育することが困難または適当でない子どもたちの最善の利益を図るため、都道府県が取り組むべき社会的養育の考え方やあり方を定めた計画。
生活困窮	収入や資産が少なく、生活に困っている状態のこと。生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」（第二条）と定めている。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の自立促進を目的に自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保、給付金の支給等、生活困窮者に対する支援を行い生活の向上を図る制度。平成27（2015）年4月に施行された生活困窮者自立支援法が根拠法となっている。

成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為の補助を行う者を選任する制度で、申し立ては、家庭裁判所へ行う。
団塊の世代	日本において、第二次世界大戦直後の 1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24 年）に生まれた人口規模の大きい世代のことで、第一次ベビーブーム世代とも呼ばれます。国は、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域福祉トータルケア	誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしつづけるために、地域の住民と共に取り組んでいくこと。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。本町でも、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年度を目途に地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことを目指している。
地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として、地方における安定した雇用の創出や、地方への人口の流入、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域間の連携を推進することで、地域の活性化とその好循環の維持の実現を目指す。
ニート	就学、就労、職業訓練のいずれもおこなっていない状態。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。
バリアフリー	建物等において、段差解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者等を含むすべての人が安全に生活できるよう、障壁（バリア）を取り除くことです。また、ハード面だけではなく、情報や意識等、ソフト面の障壁（バリア）を取り除くことも含まれます。

伴走型相談支援	支援者が一対一の関係で相談支援を行うこと
PDCAサイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
避難行動要支援者名簿	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿のこと。
藤里町要支援者対策地域協議会	藤里町における要支援者の把握と適せな保護を行うため、関係機関・団体等との連携の強化を図り、要支援者及びその家族に関する情報収集や必要な支援等を行うことを目的に、児童福祉法や高齢者虐待防止法等の規定に基づき設置されている協議会です。
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担う。
ノーマライゼーション	広義で解釈した社会的マイノリティ（少数派）を含めた人たちに一般市民と同じ普通（ノーマル）の生活や権利が保障されるよう、環境を整備すること。



第2期藤里町地域福祉計画
第4期藤里町地域福祉活動計画

令和7年3月

藤里町 町民課 町民福祉係

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL:0185-79-2113 FAX:0185-79-3002

社会福祉法人 藤里町社会福祉協議会

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇40番地（総合福祉センター内）

TEL:0185-79-2848 FAX:0185-79-3330